

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（見直し）
（素案）

令和6年 月

えびの市

～ 目 次 ～

第1節 計画策定の趣旨	
1. 計画策定の趣旨及び位置づけ	1-1
2. 計画期間	1-2
3. 計画対象廃棄物	1-2
第2節 地域概況	
1. 位置	2-1
2. 気候	2-2
3. 人口	2-3
4. 土地利用	2-4
5. 交通	2-5
6. 上位計画	2-6
第3節 ごみ処理の現状	
1. ごみ処理の流れ	3-1
2. ごみ排出量	3-3
3. ごみの資源化の実績	3-6
4. ごみ処理の実績	3-7
5. ごみ処理体制	3-10
6. ごみ処理の評価	3-13
7. ごみ組成調査結果	3-14
8. ごみ処理の課題	3-15
第4節 ごみ処理の目標	
1. 基本理念と基本方針	4-1
2. ごみ排出量及び処理量の推計	4-4
3. 目標値の設定	4-6
第5節 排出抑制計画	
1. 施策の体系	5-1
2. 市民の意識向上を図るための取組	5-2
3. 事業者の意識向上を図るための取組	5-3
4. 行政の取組	5-3
第6節 資源化計画	
1. 分別収集の徹底	6-1
2. リサイクルの推進	6-1
第7節 ごみ処理計画	
1. 処理主体	7-1
2. 収集・運搬計画	7-2
3. 中間処理計画	7-3
4. 最終処分計画	7-3
第8節 その他の計画	
1. 広報啓発活動	8-1
2. 不法投棄・野外焼却対策	8-1
3. 災害廃棄物処理対策	8-1
4. 在宅医療廃棄物への対応	8-1
5. 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物への対応	8-1

第1節 計画策定の趣旨

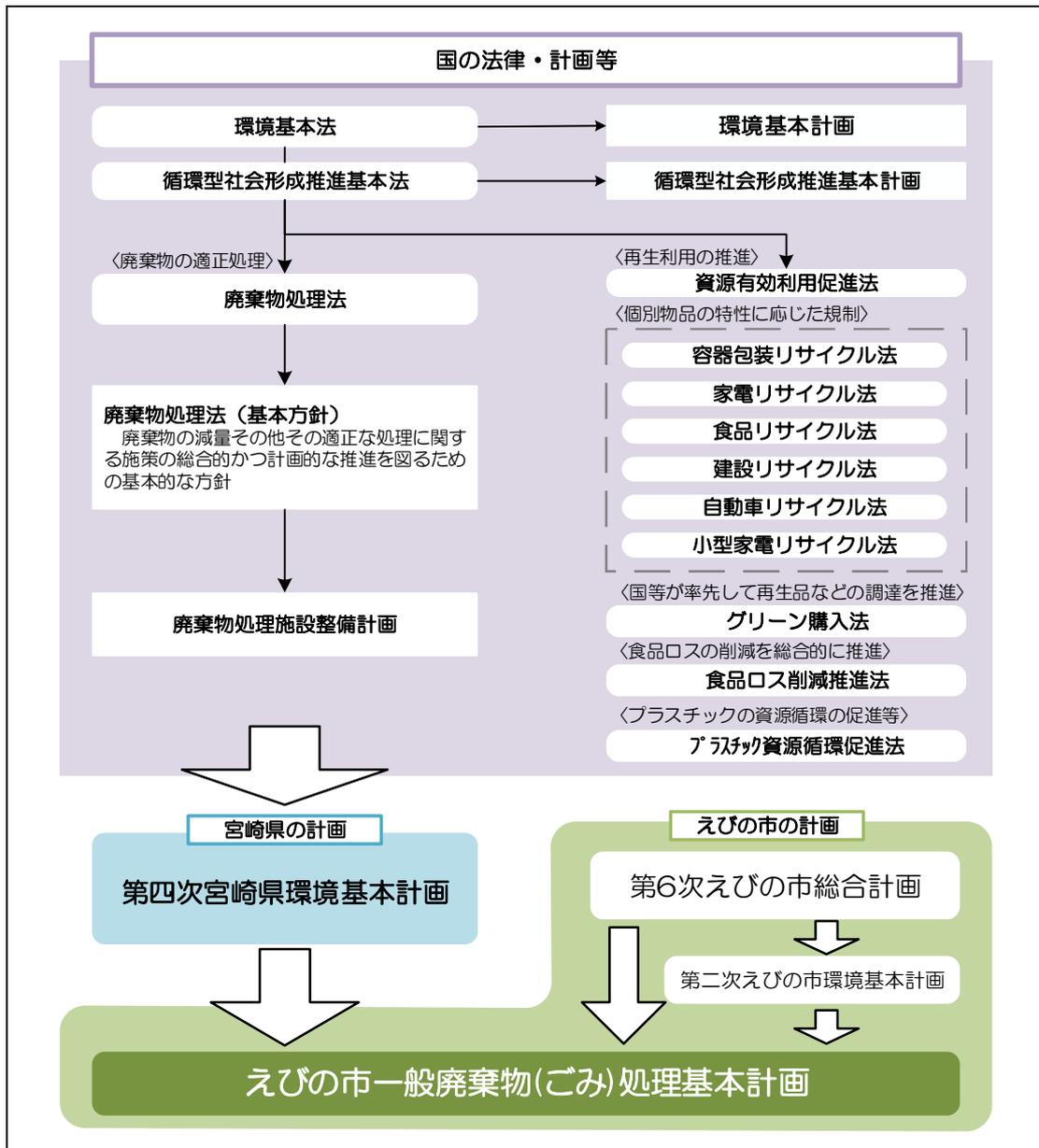
1. 計画策定の趣旨及び位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるものです。

今回、えびの市(以下「本市」という。)が策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)は、平成30年3月に策定した現行計画が中間目標年度(令和4年度)に達したことに伴う定期見直しとなります。

本計画は、ごみを適正処理するため、国の法律・計画並びに宮崎県の上位計画を踏まえ、今後のごみの発生・排出・処理・処分に至る方針を示します。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ



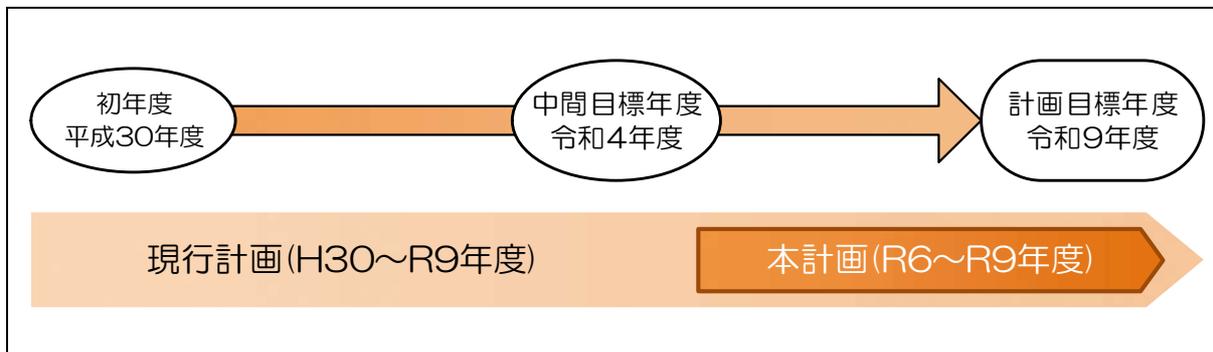
※ 法律名は略称

2. 計画期間

現行計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としていました。

本計画の計画期間は、今回の見直し後の令和6年度から現行計画の計画目標年度(令和9年度)までの4年間とします。

◆図表 1-2 計画の期間

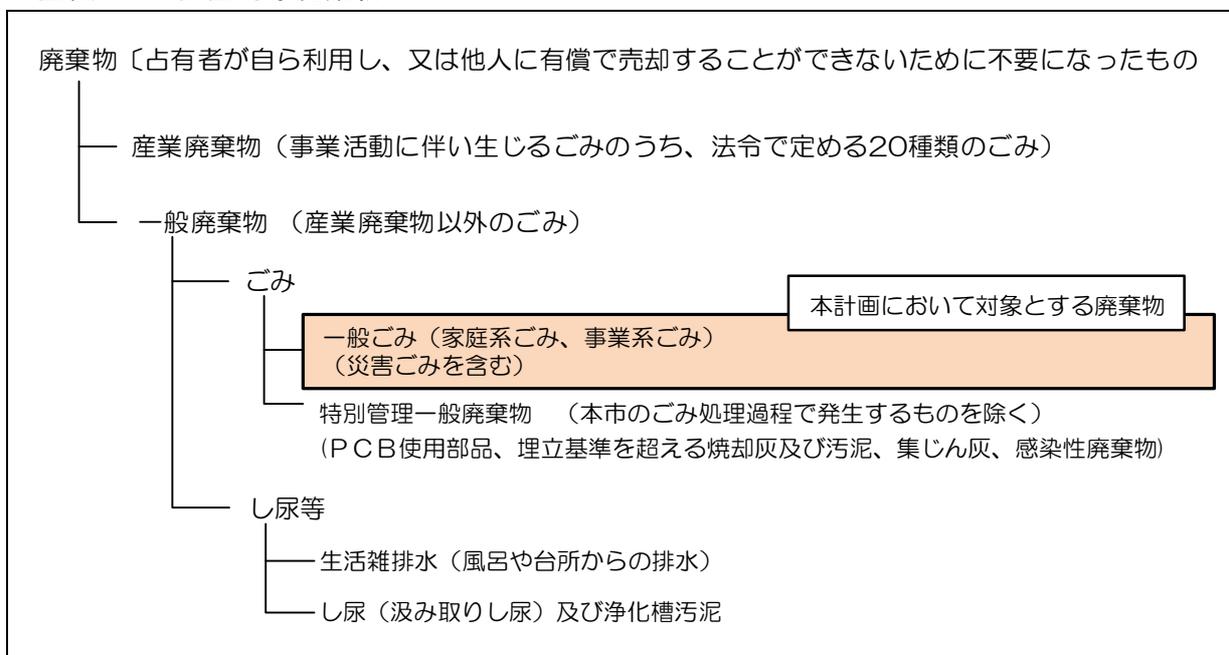


3. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物(ごみ)とします。

なお、法律により処理方法が決められている廃棄物や、本市の施設による処理・処分が困難であるものは本計画の対象外廃棄物とし、これらの扱いは図表 1-4 に示します。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
家電リサイクル法 適 用 物	<ul style="list-style-type: none"> •家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店または専門業者引き取りとします。
パ ソ コ ン	<ul style="list-style-type: none"> •資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化とします。
処 理 困 難 物	<ul style="list-style-type: none"> •以下に示す品目については、販売業者や専門業者などの引き取りとします。 ブロック、アスファルト、コンクリート、瓦・タイル、ボイラー、ポンプ、モーター、農機具およびその部品、草刈機およびその部品、その他金属製品、消火器、ガスボンベ、バッテリー、タイヤ(一輪車は除く)、浴槽、サッシ、耐火金庫、自動車、バイクおよびその部品、医療系廃棄物、建築廃材(木材、石こうボード、スレート等)、肥料袋、サイレージラップ、マルチ、谷シート、苗ポット、かん水チューブ、ハウス用フィルム、ピアノなど。

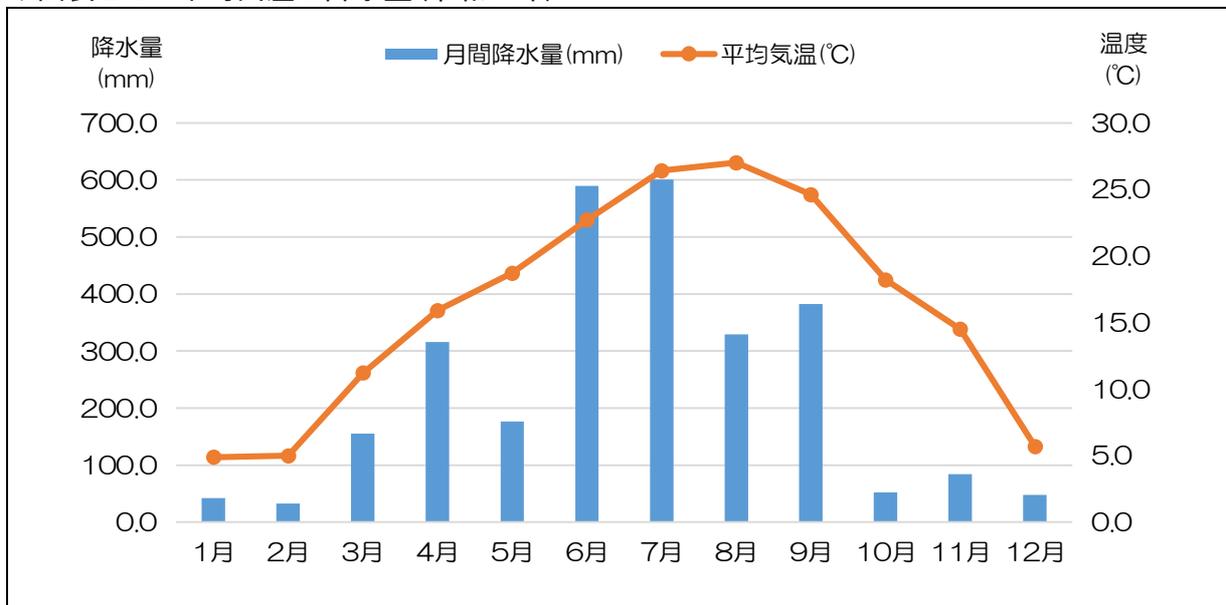
2. 気候

令和4年の本市の気候は、平均気温16.2℃、年間降雨量2,809.5mmとなっており、気候は盆地特有の寒暖明白な内陸気候となっています。

◆図表 2-2 気象概要(令和4年えびの市加久藤観測所)

項目	平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)	降水量(mm)		日照時間(h)
			月間量	日最大	
1月	4.9	2.2	42.5	28.0	152.6
2月	5.0	2.8	32.5	13.5	141.3
3月	11.2	2.4	155.5	36.0	150.5
4月	15.9	2.2	316.0	100.0	180.7
5月	18.7	2.1	176.5	69.0	136.7
6月	22.7	2.4	589.5	121.0	135.2
7月	26.4	2.7	600.5	234.5	153.2
8月	27.0	2.2	329.5	88.5	194.6
9月	24.6	2.8	382.5	212.5	155.4
10月	18.2	2.2	52.5	39.5	209.8
11月	14.5	1.9	84.0	37.5	152.1
12月	5.7	2.2	48.0	14.0	141.9

◆図表 2-3 平均気温と降水量(令和4年)



資料：気象庁「気象統計情報」

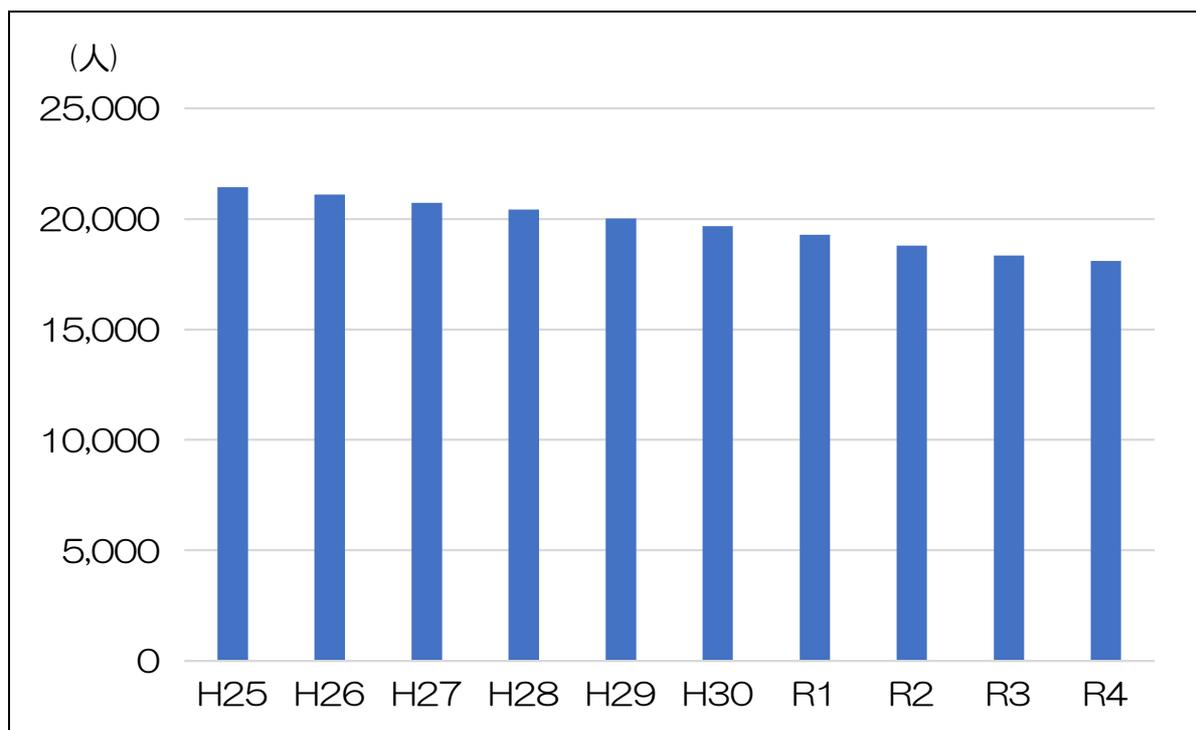
3. 人口

本市の人口は、平成 25 年度から令和 4 年度にかけて 3,335 人の減少がみられ、令和 4 年度における本市の人口は、18,102 人となっています。

◆図表 2-4 人口の推移

単位：人

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口	21,437	21,105	20,725	20,427	20,025	19,674	19,298	18,806	18,337	18,102



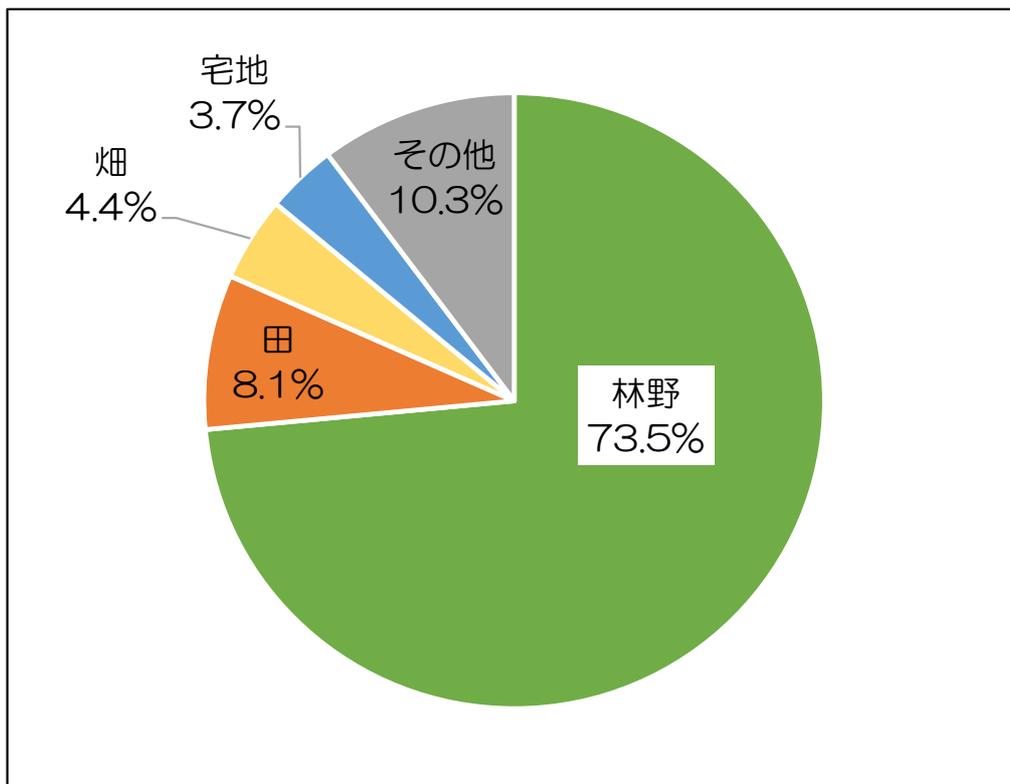
資料：住民基本台帳

4. 土地利用

本市の地目別面積は、林野が最も多く 73.5%を占めており、次いで田 8.1%、畑 4.4%、宅地 3.7%となっています。

◆図表 2-5 地目別面積

項目	総面積	地目別面積				
		林野	田	畑	宅地	その他
面積(ha)	28,293	20,796	2,300	1,250	1,045	2,902
割合	100.0%	73.5%	8.1%	4.4%	3.7%	10.3%



資料：指標で見る宮崎県 自然環境(令和4年度)

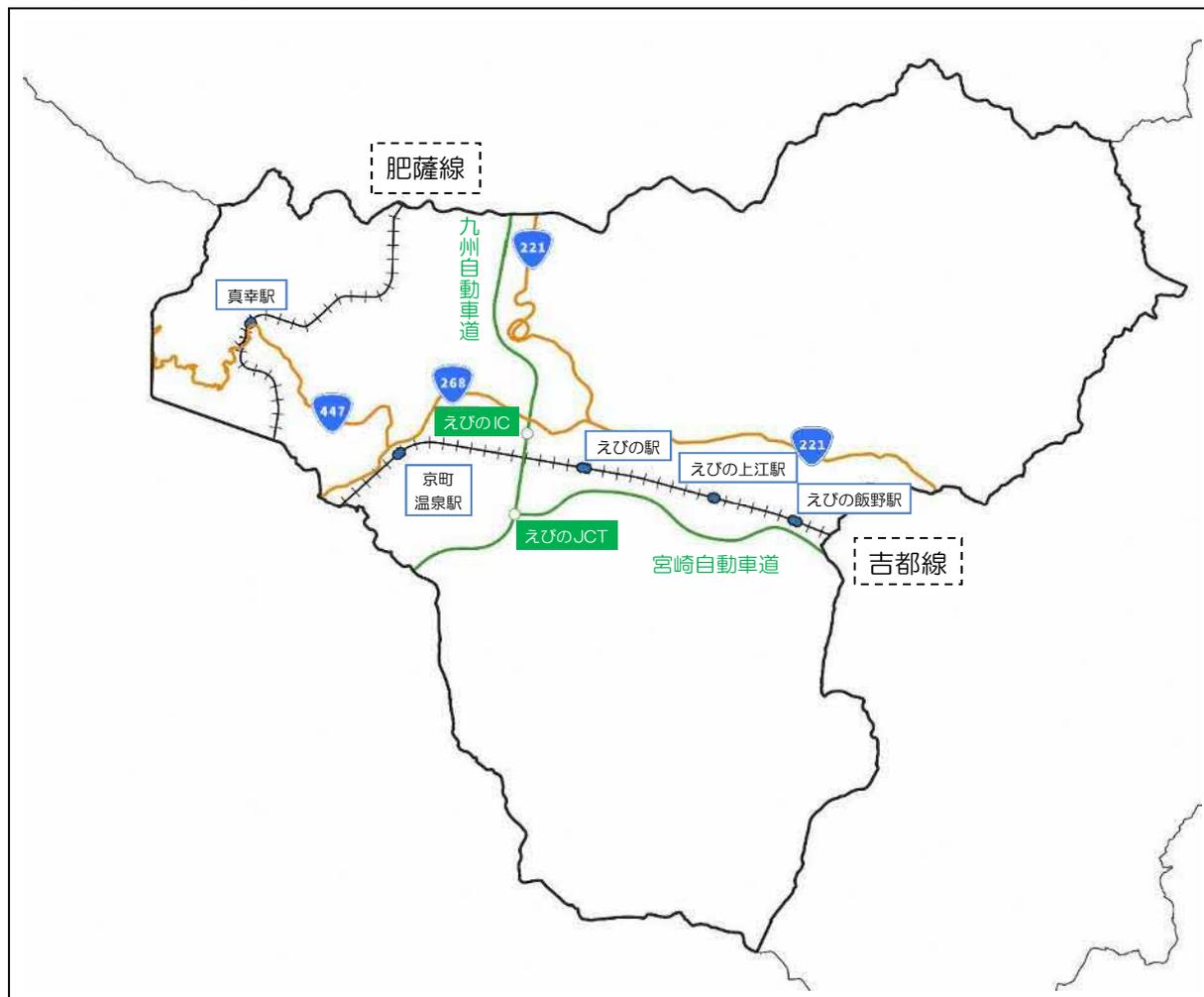
5. 交通

本市は、九州自動車道と宮崎自動車道が、交差する交通の要衝となっており、宮崎、鹿児島、熊本の三方へ伸びています。

また、一般道路網は、熊本方面と宮崎方面を結ぶ国道 221 号、鹿児島方面に向かう国道 268 号、伊佐市方面に向かう国道 447 号が通っています。

その他交通網としては、宮崎県の都城駅と鹿児島県の吉松駅を結ぶ J R 吉都線と、熊本県の八代駅と鹿児島県の隼人駅を結ぶ J R 肥薩線が通っています。

◆図表 2-6 交通網



6. 上位計画

6-1 第6次えびの市総合計画

本市は、令和4年3月に『えがおが交わり続けるまち～霧島山のめぐみめぐる えびの～』を将来像とした「第6次えびの市総合計画」を策定しています。

- 計画名称：第6次えびの市総合計画
- 策定年月：令和4年3月
- 計画期間：令和4年度～令和11年度
- ごみ処理に係わる施策：人と環境にやさしい施策の推進

【基本施策の目指す姿】

- 市民一人ひとりが環境問題への理解を深め、環境保全活動に取り組むことにより豊かな自然環境が保全されるとともに、地球温暖化防止に寄与する低炭素社会のまちを目指します。
- ごみ問題に対する意識が高まり、分別やリサイクル、排出抑制の取組が進んだ資源循環型社会を目指します。

【施策における基本的な取組の方向性】

基本施策	内容
循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none">・ 市民及び事業者への啓発を行うことにより、ごみの排出抑制、減量化、資源化を促進します。・ ルール違反のごみについて、指導の強化を行います。・ 廃棄物の不法投棄等を防止するため、関係機関や市民、事業者と連携し、啓発及び巡視活動を推進します。・ 廃棄物処理施設の更新の計画を進めます。

【数値目標】

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
ごみのリサイクル率	12.5%	13.0%
ごみの不法投棄件数	73件/年	65件/年

6-2 えびの市環境基本計画

本市では、令和5年3月に「水と空気が美味しい 安心して暮らせるまち えびのー自然の宝庫を次世代に贈ろうー」を望ましい環境像とした「第二次えびの市環境基本計画」の見直しを行っています。

- 計画名称：第二次えびの市環境基本計画
- 環境像：水と空気が美味しい 安心して暮らせるまち えびのー自然の宝庫を次世代に贈ろうー
- 策定年月：令和5年3月(見直し)
- 計画期間：平成30年度～令和9年度(中間見直し：令和4年度)

【基本目標】

項目	基本目標
地球環境	省エネと自然エネルギーを有効活用するまち
自然環境	自然の宝庫を継承するまち
生活環境	水と空気がおいしい安心して暮らせるまち
循環型社会	ごみ問題がない循環型社会をめざすまち
保全活動	共に学び、市民・事業者・市が一体となって環境保全活動に取り組むまち

【基本施策及び具体的な取組：廃棄物関連項目を抜粋】

基本施策	具体的な取組	取組の内容
廃棄物の適正処理の推進	不法投棄防止対策	不法投棄防止のため、啓発用看板による注意喚起・パトロールによる監視強化を行い、あわせて広報誌などで啓発を図ります。
	ごみの分別の徹底	ごみ排出者に対し、ごみ分別の指導や出前講座を通じ、ごみ出しルールの徹底を図ります。
	廃棄物処理施設の適正な維持管理	廃棄物処理施設(美化センター・環境センター・最終処分場)の長寿命化のためにも適正な維持管理に努めます。
排出抑制・再使用などの推進	循環型社会形成の促進	周辺自治体と連携してごみの排出抑制やごみ減量化・再使用・資源化を進める循環型社会形成を促進します。
	資源物のリサイクル推進	講習会や出前講座などを通じて、地域などにおける環境保全活動の推進に努めます。

指標名	現況値 (平成28年度)	中間目標値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
ごみの不法投棄件数	120件/年	95件/年	95件/年
ごみの総排出量	6,230 t/年	6,064 t/年	5,624 t/年
ごみのリサイクル率の推進	12.5 %	13.0 %	13.0 %
ごみ分別できると思う市民の割合	78.4 %	80.0 %	80.0 %

6-3 第四次宮崎県環境基本計画

宮崎県では、令和5年3月に「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき」を目標に掲げた「第四次宮崎県環境基本計画」の見直しを行っています。

当計画の一部は、「廃棄物処理法」第5条の5に基づく廃棄物処理計画、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に規定する食品ロス削減推進計画としても位置付けられています。

- 計画名称：第四次宮崎県環境基本計画
- 環境像：ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき
- 策定年月：令和5年3月(見直し)
- 計画期間：令和3年度～令和12年度(中間目標：令和7年度)

【循環型社会の形成に向けた施策内容】

施策の基本方向	施策の展開内容
4Rの推進	4Rの普及啓発
	廃棄物の発生抑制・減量化の推進
	リサイクル・再生資源化の推進
	地域資源の有効活用の推進
	プラスチック資源循環に向けた取組
廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の推進
	不法投棄の防止
	災害廃棄物の処理
食品ロスの削減	食品ロスの実態調査及び調査・研究の推進
	食品ロスに関する教育及び学習の振興、普及啓発等
	食品関連事業者等の取組に対する支援
	食品ロス削減に関する情報の収集及び提供
	未利用食品を提供するための活動の支援等

【一般廃棄物に関する数値目標】

環境指標項目	単位	現況値 (R1年度)	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
1人1日当たりの排出量 (うち生活系ごみ)	g/人・日	987 (669)	952 (654)	918 (638)
再生利用量 (率)	千t (%)	63 (15.9%)	71 (20.0%)	82 (25.0%)
最終処分量 (率)	千t (%)	43 (10.8%)	36 (10.0%)	29 (9.0%)

【食品ロスに関する数値目標】

環境指標項目	単位	現況値 (R1年度)	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
食品ロス(家庭系)	t	—	20,200	17,700
食品ロス(事業系)	t	—	25,300	23,000

6-4 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しています。概要は、以下に示すとおりです。

◆図表 2-7 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要																														
<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 																														
将来像	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 																									
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年度</th> <th>2015年度</th> <th>2025年度目標</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>49（+102%）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>18（+8ポイント）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>47（+11ポイント）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>13（▲77%）</td> <td>（ ）内は2000年度比</td> </tr> </tbody> </table>							2000年度	2015年度	2025年度目標		資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）		入口側の循環利用率（%）	10	16	18（+8ポイント）		出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）		最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）
	2000年度	2015年度	2025年度目標																											
資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）																											
入口側の循環利用率（%）	10	16	18（+8ポイント）																											
出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）																											
最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）	（ ）内は2000年度比																										
国の取組	<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 																													
	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の掘り起こし ・ 実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・ フラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属（都市鉱山の活用） ・ 土石・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル 	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> ・ D-Waste-Netの体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ IT等最新技術の活用 	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かして適正にリサイクル ・ アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通して、情報共有等を推進 ○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援 																									
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子マニフェストを含む情報の活用 ○ 技術開発等（廃棄物分野のIT活用） ○ 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン） 																													

資料：第四次循環型社会形成推進基本計画(概要)

6-5 廃棄物処理法に基づく基本方針

環境省においては、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を平成13年5月に定めています。また、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、令和5年6月に基本方針が変更されています。基本方針には、令和7年度を目標年度とする廃棄物の減量化、資源化及び最終処分に関する目標値が示されています。

◆図表 2-8 一般廃棄物の処理等に関する目標

区 分	令和7年度（目標値）
排 出 量	約 3,800 万トン
再生利用量	一般廃棄物の出口側の循環利用率を約 28%（※）
最終処分量	約 320 万トン
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	440 g / 人・日

※一般廃棄物の出口側の循環利用率の目標年度は令和9年度

6-6 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法に基づき、令和5年度から令和9年度までの廃棄物処理施設整備計画が令和5年6月に策定されています。当該計画は、第四次循環型社会形成推進基本計画における持続可能な開発目標の考え方も踏まえ、気候変動対策等の環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上という方向性が示されたほか、「多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」等の方向性が示されています。

【基本的理念】

- ◆ 基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- ◆ 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- ◆ 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

【一般廃棄物に係る目標及び指標】

- ・ごみのリサイクル率 : 20% → **28%**
- ・最終処分場の残余年数 : **令和2年度の水準(22年分)を維持**
- ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 : 20% → **22%**
- ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 : 41% → **46%**

6-7 循環型社会形成推進交付金制度

国は、平成 17 年度から従来の廃棄物処理施設国庫補助制度を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設しています。

これは、廃棄物の 3R を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的として創設された制度となります。

市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、当制度では、一般会計において循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備交付金を計上するとともに、エネルギー対策特別会計においても二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を計上し、多様な財源により市町村の支援を行っています。

交付の対象地域は、人口 5 万人以上又は面積 400 km² 以上という規模の下限が設けられていますが、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象となっています。

交付(補助)対象事業及び交付(補助)率は、以下のとおりです。

◆図表 2-9 循環型社会形成推進交付金制度

交付対象事業	循環型社会形成推進交付金	廃棄物処理施設整備交付金	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
マテリアルリサイクル推進施設	1/3	1/3	—	—
エネルギー回収型廃棄物処理施設	1/2, 1/3	1/2, 1/3	1/2, 1/3	1/2, 1/3
廃棄物運搬中継施設	1/3	1/3	—	—
有機性廃棄物リサイクル推進施設	1/3	—	—	—
最終処分場 (可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く)	1/3	1/3	—	—
最終処分場再生事業	1/3	1/3	—	—
廃棄物処理施設基幹的設備改良事業	1/3 (1/2)	1/3 (1/2)	—	(1/2) ※エネルギー回収型廃棄物処理施設に限る
廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	—	—	—	—
漂流・漂着ごみ処理施設	1/3	—	—	—
コミュニティ・プラント	1/3	—	—	—
施設整備に関する計画支援事業	1/3	1/3	1/3	—
災害廃棄物処理計画策定支援事業	—	1/3	—	—

出典：循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)

第3節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

1-1 ごみの分別

本市の分別区分は、①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③空き缶・空きびん、④プラスチック製容器包装、⑤ペットボトル、⑥古紙類、⑦生きびん、⑧その他、⑨有害ごみ、⑩粗大ごみの10種類となります。

◆図表 3-1 ごみの分類

分別種類	具体的な品目	本計画での名称	
燃やせるごみ	生ごみ、貝殻、たまごのから、衣類、座布団、紙くず、くつ、カバン、革・ゴム製品、紙おむつ、カセットテープ、CD類、木くず枝、落ち葉、50cm以下のひも・ホース、プラスチックハンガー、カイロ、アルミホイル、発泡スチロール(一辺が50cm以下にする)など	燃やせるごみ	
燃やせないごみ	茶碗、皿、花瓶、鏡、ガラス製品、なべ、やかん、フライパン、指定袋に入る小型電化製品(電源コードは切る)、時計、造花、油びん、かみそり、針金ハンガー、その他金属を含むもの	燃やせないごみ	
空き缶・空きびん	アルミ缶、スチール缶、化粧びん(乳白色以外)、スプレー缶、カセットボンベ	資源物	
プラスチック製容器包装	ペットボトル以外のボトル類(ソース、洗剤、シャンプー)、ペットボトルのふた、チューブ類(はみがき粉、わさび)、ラップ、カップ・パック類(たまごパック、カップめん)、ラベル類、レジ袋、菓子袋、トレイ類(発泡スチロール製食品トレイ)		
資源物	ペットボトル		清涼飲料水、しょうゆ、みりん、酢、焼酎、酒類
有害ごみ	古紙類		新聞紙、チラシ、雑誌、カタログ、書籍、パンフレット、ダンボール、紙パック(内側が銀色のものをのぞく)、飼料袋(ビニール付をのぞく)
灰	生きびん		一升びん(焼酎・しょうゆ・酒)、五合びん、ビールびん
	その他	電気コード、てんぷら油(廃食用油)、傘、ライター、はさみ、カッターナイフ、釘、ねじ、針金	
	有害ごみ	乾電池、体温計、蛍光灯、電球、灰、ペット砂	
粗大ごみ	たんす、こたつ、机、椅子(金具は取り外す)、カーペット、じゅうたん、レジャーシート、たたみ、ふとん、シーツ、ふすま、しょうじ、ソファ、あんま機、スプリングマット、自転車、一輪車、金属机、ミシン、指定袋に入らない大型家電、ガスコンロ、石油ストーブ(灯油は抜く、電源コードは切る)など	粗大ごみ	

※粗大ごみ：一辺が50センチ以上のものとする

※粗大可燃ごみ：大きさ制限 180×100×100 までとする

※粗大不燃ごみ：大きさ制限 150×90×90 までとする

資料：本市ホームページ

1-2 ごみ処理の流れ

本市から排出されたごみは、えびの市美化センターにて処理を行っています。

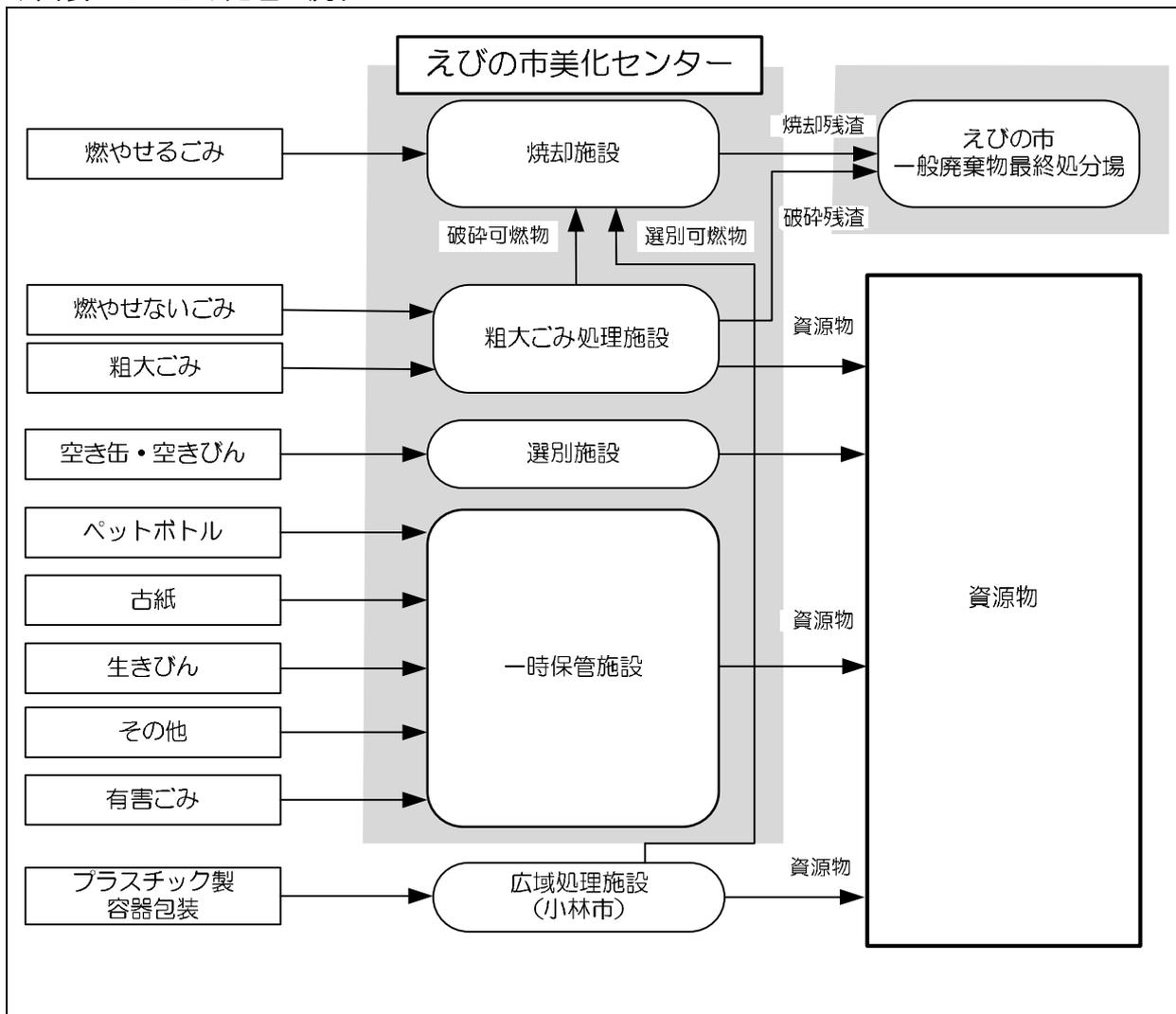
燃やせるごみは、焼却施設にて焼却した後、焼却残渣を一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っています。

燃やせないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎・選別後、資源回収を行い、資源化できない可燃残渣は焼却施設で処理、その他の破碎残渣は一般廃棄物最終処分場に埋立処分を行っています。

資源物の空き缶、空きびんは、選別後に資源化、ペットボトル、古紙、生きびん、有害ごみ等は一時保管を行った後に、業者に引き渡して資源化を行っています。

なお、プラスチック製容器包装は、小林市のリサイクル施設にて中間処理を行い、資源化を行っています。

◆図表 3-2 ごみ処理の流れ



資料：本市資料

2. ごみ排出量

2-1 年間排出量

過去 10 年間の本市のごみ排出量は、平成 25 年度から令和 3 年度にかけて緩やかな減少傾向がみられましたが、令和 4 年度に増加傾向に転じて、排出量は 6,241t/年となっています。

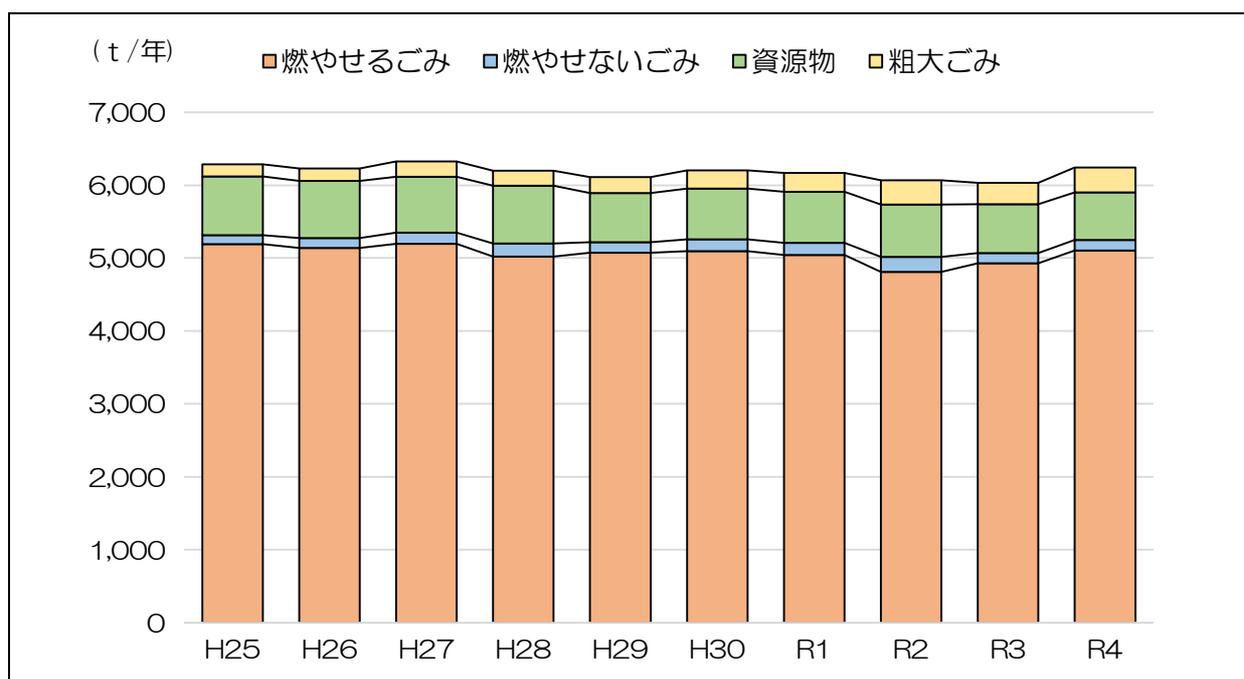
なお、令和 4 年度のごみ種別毎の割合は、燃やせるごみが最も多く 81.8%、次いで資源物が 10.4%、粗大ごみが 5.5%、燃やせないごみが 2.3%となっており、過去 10 年間においても、概ね同様の割合で推移しています。

市全体のごみの約 8 割を占める燃やせるごみのうち、生活系収集ごみは人口減少に伴い、緩やかな減少傾向がみられますが、生活系直接搬入ごみ及び事業系ごみは増加傾向がみられます。

◆図表 3-3 ごみ排出量の推移

単位：t/年

項目		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
生活系	収集ごみ	燃やせるごみ	3,297	3,263	3,213	3,093	3,120	3,157	3,021	2,858	2,830	2,829
		燃やせないごみ	75	78	82	77	77	79	76	82	76	71
		資源物	623	591	561	541	498	496	500	493	480	476
		粗大ごみ	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0
		小計	3,995	3,932	3,857	3,711	3,695	3,733	3,598	3,434	3,386	3,376
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	644	626	663	577	663	676	727	725	784	867
		燃やせないごみ	41	45	60	100	59	74	81	110	59	65
		資源物	143	156	167	216	129	146	154	179	145	136
		粗大ごみ	142	146	167	180	188	213	221	274	248	276
		小計	970	973	1,057	1,073	1,039	1,109	1,183	1,288	1,236	1,344
計		4,965	4,905	4,914	4,784	4,734	4,842	4,781	4,722	4,622	4,720	
事業系	燃やせるごみ	1,247	1,249	1,318	1,347	1,286	1,258	1,292	1,226	1,312	1,403	
	燃やせないごみ	7	10	8	5	9	12	9	12	6	10	
	資源物	43	43	43	39	48	51	46	47	44	39	
	粗大ごみ	25	22	44	26	35	41	40	62	50	69	
	計	1,322	1,324	1,413	1,417	1,378	1,362	1,387	1,347	1,412	1,521	
合計		6,287	6,229	6,327	6,201	6,112	6,204	6,168	6,069	6,034	6,241	



資料：本市統計データ

2-2 1人1日当たりごみ排出量

過去10年間の本市の1人1日当たりごみ排出量は、経年増加傾向となっています。

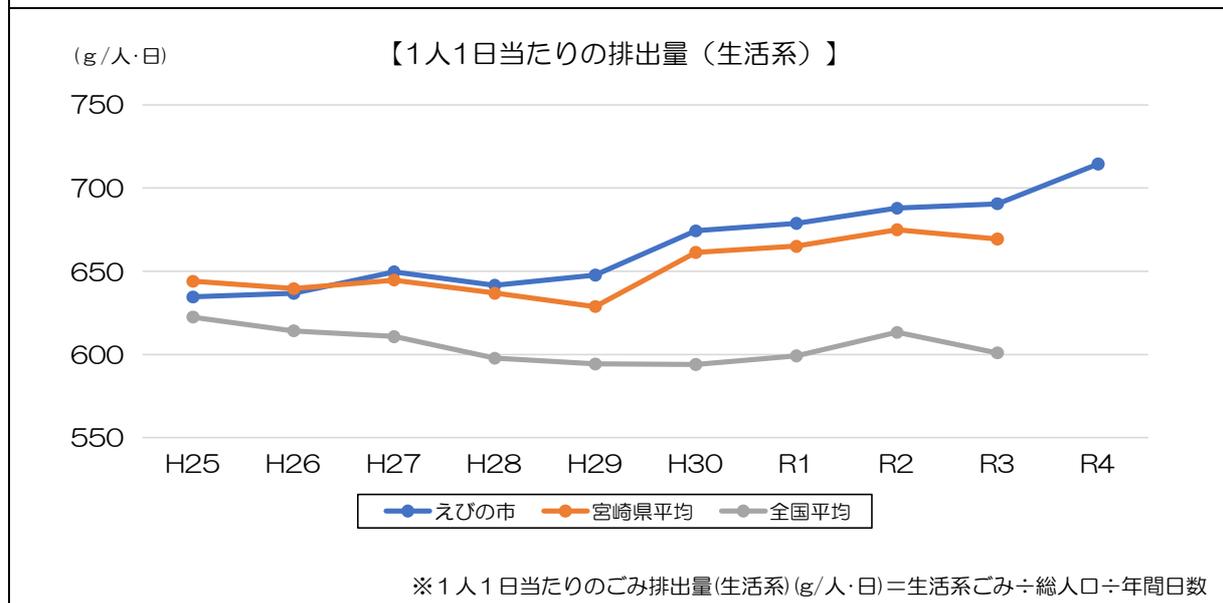
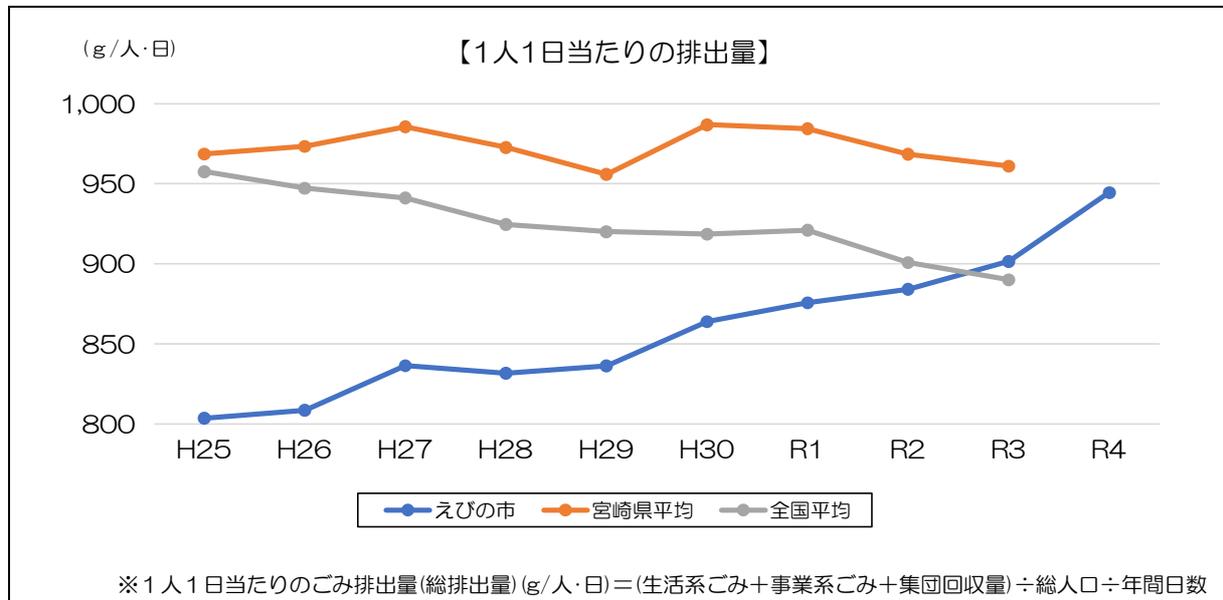
平成25年度から令和2年度にかけては、宮崎県及び全国平均と比較して低く推移していましたが、令和3年度以降は全国平均を上回った数値となっています。

生活系ごみにおいても、増加傾向となっており、平成27年度以降、宮崎県平均及び全国平均を上回った数値となっています。

◆図表 3-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

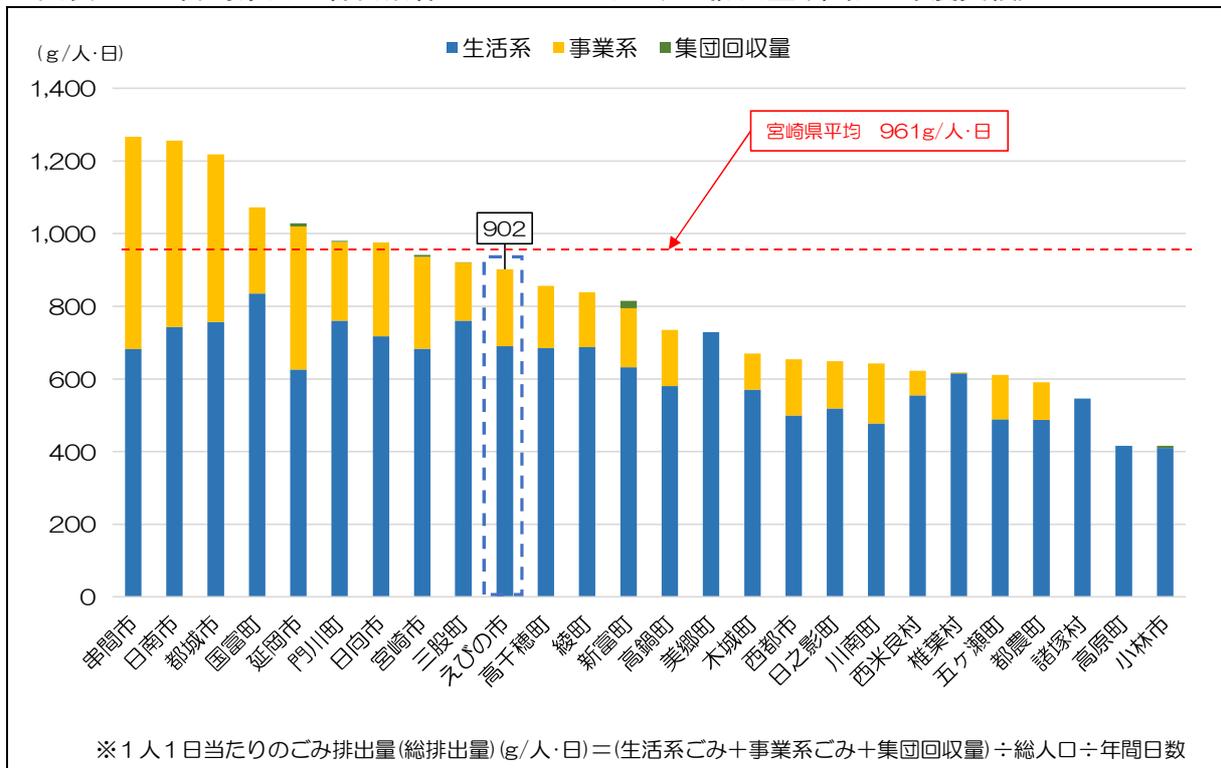
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
1人1日 当たりの 排出量	えびの市	804	809	836	832	836	864	876	884	902	945
	宮崎県平均	969	973	986	973	956	987	984	968	961	-
	全国平均	958	947	941	925	920	919	921	901	890	-
(生活系)	えびの市	635	637	650	642	648	674	679	688	691	714
	宮崎県平均	644	640	645	637	629	661	665	675	669	-
	全国平均	623	614	611	598	594	594	599	613	601	-



資料：本市統計データ及び環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果」

なお、令和3年度の実績において、本市の1人1日当たりのごみ排出量を、宮崎県内の他25自治体と比較すると、県内で10番目の排出量となっています。

◆図表 3-5 宮崎県内の各自治体の1人1日当たりの排出量(令和3年度実績)



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果」

3. ごみの資源化の実績

3-1 中間処理を伴う資源物

燃やせないごみや資源物の一部は、えびの市美化センターにて、破碎・圧縮・選別等の処理を行った後、資源化しています。

中間処理により回収された資源物は、令和元年度に一時的な減少がみられましたが、概ね350t前後で推移しています。

◆図表 3-6 中間処理を伴う資源化量

単位：t/年

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
金属類	66	65	65	66	62	79	76	107	99	94
ガラス類	128	116	143	116	131	125	81	82	112	106
プラスチック製容器包装	113	109	109	104	99	94	93	97	99	96
その他	70	70	32	58	53	53	49	54	50	49
合計	377	360	349	344	345	351	299	340	360	345

資料：本市統計データ

3-2 中間処理を伴わない資源物

中間処理を伴わない資源物の推移は、緩やかな減少傾向となっており、全体の約8割を占める古紙・紙パック等に減少傾向がみられます。

◆図表 3-7 中間処理を伴わない資源化量

単位：t/年

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
古紙・紙パック等	430	407	385	363	342	342	330	344	321	328
ペットボトル	38	37	37	36	36	40	41	45	44	46
廃食油	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2
その他	25	25	57	28	28	28	29	30	26	26
合計	494	471	480	429	408	412	402	421	393	402

資料：本市統計データ

4. ごみ処理の実績

4-1 処理・処分量の実績

(1) 焼却量

えびの市美化センターの焼却処理量(えびの市分)は、概ね 5,000~5,300t の範囲で推移しています。平成 25 年度から令和 2 年度にかけて減少傾向がみられましたが、令和 3 年度以降は燃やせるごみ排出量の増加に伴い、増加傾向に転じており、令和 4 年度の焼却量は 5,346t/年となっています。

◆図表 3-8 ごみ焼却量の推移

単位：t/年

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
焼却処理量(えびの市分)	5,275	5,241	5,341	5,183	5,221	5,206	5,164	4,980	5,042	5,346

※施設での処理量であり、可燃ごみの搬入量ではありません。

資料：本市統計データ

(2) 粗大ごみ処理施設の処理量

えびの市美化センターの粗大ごみ処理施設の処理量は、経年増加傾向となっており、令和 4 年度の処理量は 491t/年となっています。

◆図表 3-9 処理量の推移

単位：t/年

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
粗大ごみ等の処理量	290	301	362	388	368	420	428	541	439	491

資料：本市統計データ

(3) 最終処分量

本市では、焼却施設から発生する焼却残渣及び粗大ごみ処理施設から発生する不燃物残渣を、えびの市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っています。

最終処分量は、経年増加傾向となっており、令和 4 年度の最終処分量は 951t/年となっています。

◆図表 3-10 最終処分量の推移

単位：t/年

項目		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
埋立量	焼却灰	697	694	752	709	708	712	702	676	722	747
	灰(収集分)	22	21	19	16	18	18	24	27	39	25
	灰(持込分)	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	小計	720	716	772	727	727	731	727	704	762	773
	不燃残渣	142	143	156	162	143	156	168	193	173	178
合計		862	859	928	889	870	887	895	897	935	951

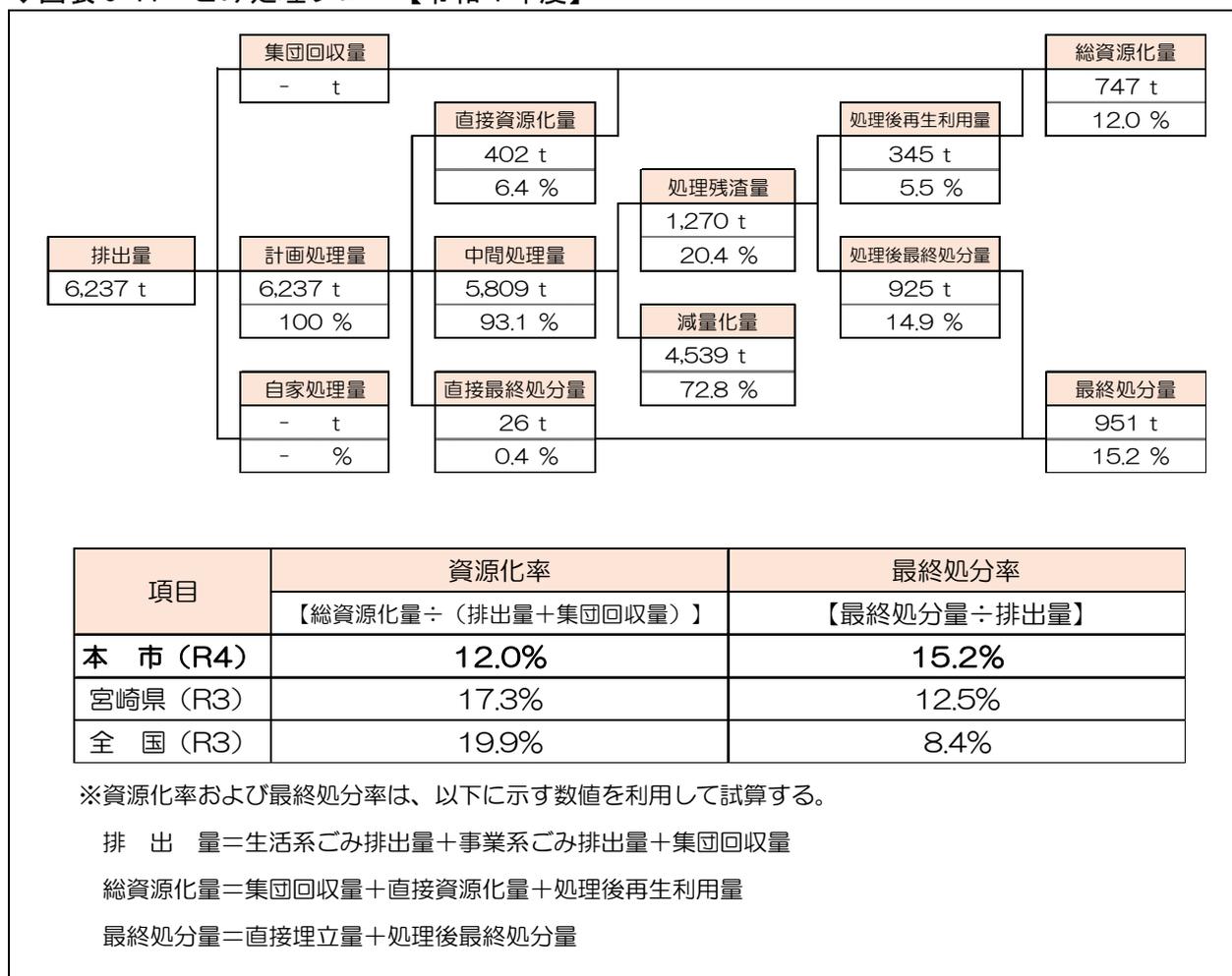
資料：本市統計データ

(4) ごみ処理フロー

令和4年度実績において、本市で排出されたごみのうち、中間処理によって減量化されている割合が72.8%、資源化されている割合が12.0%、最終処分されている割合は15.2%となっています。

宮崎県及び全国と比較すると、資源化率は宮崎県や全国の平均値より5%以上低く、最終処分率は宮崎県や全国の平均値より2%以上高い値となっています。

◆図表 3-11 ごみ処理フロー【令和4年度】



資料：本市統計データ及び環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果」

4-2 ごみ処理施設の概要

本市のごみ処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

◆図表 3-12 焼却施設及び粗大ごみ処理施設の概要

施設名	えびの市美化センター	
所在地	えびの市大字坂元 1040 番地	
処理能力	焼却施設	粗大ごみ処理施設
	70t/日(35t×2 炉)	10 t /日



◆図表 3-13 最終処分場の概要

施設名	えびの市一般廃棄物最終処分場
所在地	えびの市大字坂元 662 番地
埋立面積	9,500m ²
埋立容量	70,000m ³
浸出水処理施設処理能力	70m ³ /日

5. ごみ処理体制

5-1 収集・運搬体制

本市のごみの収集頻度は、燃やせるごみが週2回、燃やせないごみが月1回、資源物のうちプラスチック製容器包装が週1回、その他の資源物は、月2回となっています。

なお、粗大ごみは自己搬入によるため、収集していません。

◆図表 3-14 収集・運搬体制

分別種類		収集頻度	収集形態	排出方法	排出場所
燃やせるごみ		週2回	委託	指定袋	地区ステーション
燃やせないごみ		月1回	委託	指定袋	
資源物	空き缶、空きびん	月2回	委託	指定袋	
	プラスチック製容器包装	週1回	委託	指定袋	
	ペットボトル	月2回	直営	指定袋	資源ステーション
	古紙類	月2回	直営	ひもで十字にしぼる	
	生きびん	月2回	直営	配布されたコンテナ箱	
	有害ごみ	月2回	直営	配布されたコンテナ箱	
	その他	月2回	直営	配布されたコンテナ箱	
粗大ごみ		随時	自己搬入	-	-

◆図表 3-15 処理手数料

生活系ごみ	費用
粗大ごみ	180円/10kg

事業系ごみ	費用
燃やせるごみ、プラスチック製容器包装	120円/10kg
燃やせないごみ、粗大ごみ	310円/10kg

資料：本市ホームページ(令和5年度時点)

5-2 処理・処分体制

本市のごみ処理・処分体制は、以下のとおりです。

◆図表 3-16 ごみ処理体制

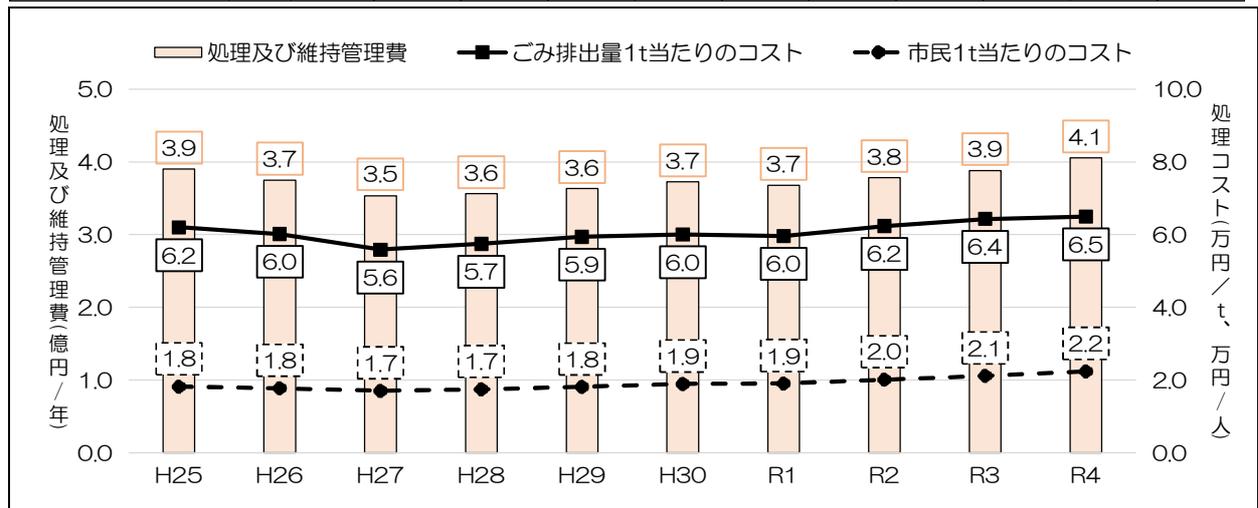
ごみの種類		収集・運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	燃やせるごみ	本市	本市	本市
	燃やせないごみ			
	資源物			
	粗大ごみ	市民		
事業系ごみ	燃やせるごみ	事業者/許可業者	本市	本市
	燃やせないごみ			
	資源物			
	粗大ごみ			

5-3 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、平成 27 年度以降、増加傾向となっており、ごみ排出量 1t 当たりコスト、市民 1 人当たりコストも同様の傾向となっています。

◆図表 3-17 ごみ処理経費

項目			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
ごみ排出量	①	t/年	6,287	6,229	6,327	6,201	6,112	6,204	6,168	6,069	6,034	6,241	
人口	②	人	21,437	21,105	20,725	20,427	20,025	19,674	19,298	18,806	18,337	18,102	
経費	建設・改良費	A	千円/年	0	0	0	0	0	0	0	0	28,633	
	処理及び維持管理費	B	千円/年	390,016	374,877	353,547	356,257	363,072	372,567	367,811	378,474	388,007	405,460
	その他	C	千円/年	6,631	4,882	5,471	5,585	4,145	5,061	6,954	7,904	7,685	4,531
	合計	—	千円/年	396,647	379,759	359,018	361,842	367,217	377,628	374,765	386,378	395,692	438,624
ごみ排出量1t当たりのコスト	B÷①	円/t・年	62,035	60,183	55,879	57,452	59,403	60,053	59,632	62,362	64,303	64,967	
市民1t当たりのコスト	B÷②	円/t・年	18,194	17,762	17,059	17,440	18,131	18,937	19,060	20,125	21,160	22,399	



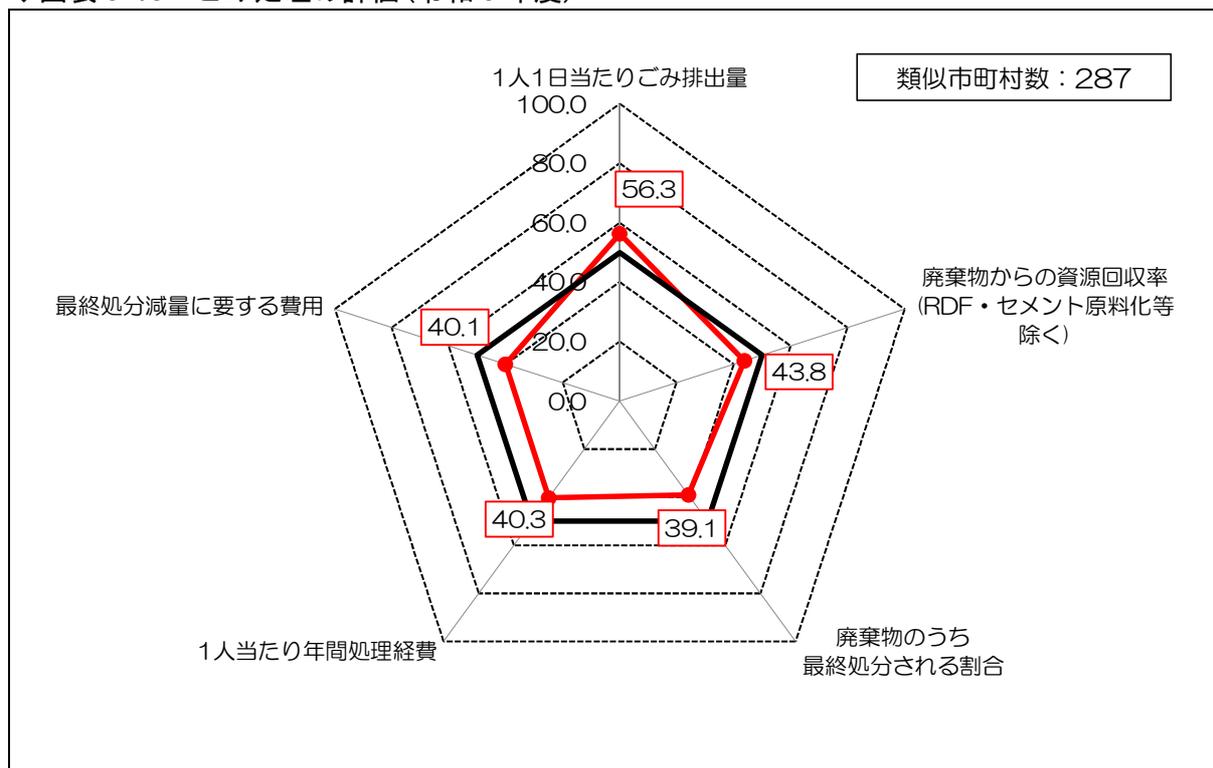
資料：本市統計データ

6. ごみ処理の評価

本市のごみ処理の評価について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、令和3年度実績を基に、本市と同程度の人口規模の自治体との比較評価した結果を以下に示します。

1人1日当たりごみ排出量は、平均を上回った評価となっているものの、その他の項目は平均を下回った評価となっています。

◆図表 3-18 ごみ処理の評価(令和3年度)



指標		指数の見方
循環型社会形成	1人1日当たりごみ排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

資料：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

7. ごみ組成調査結果

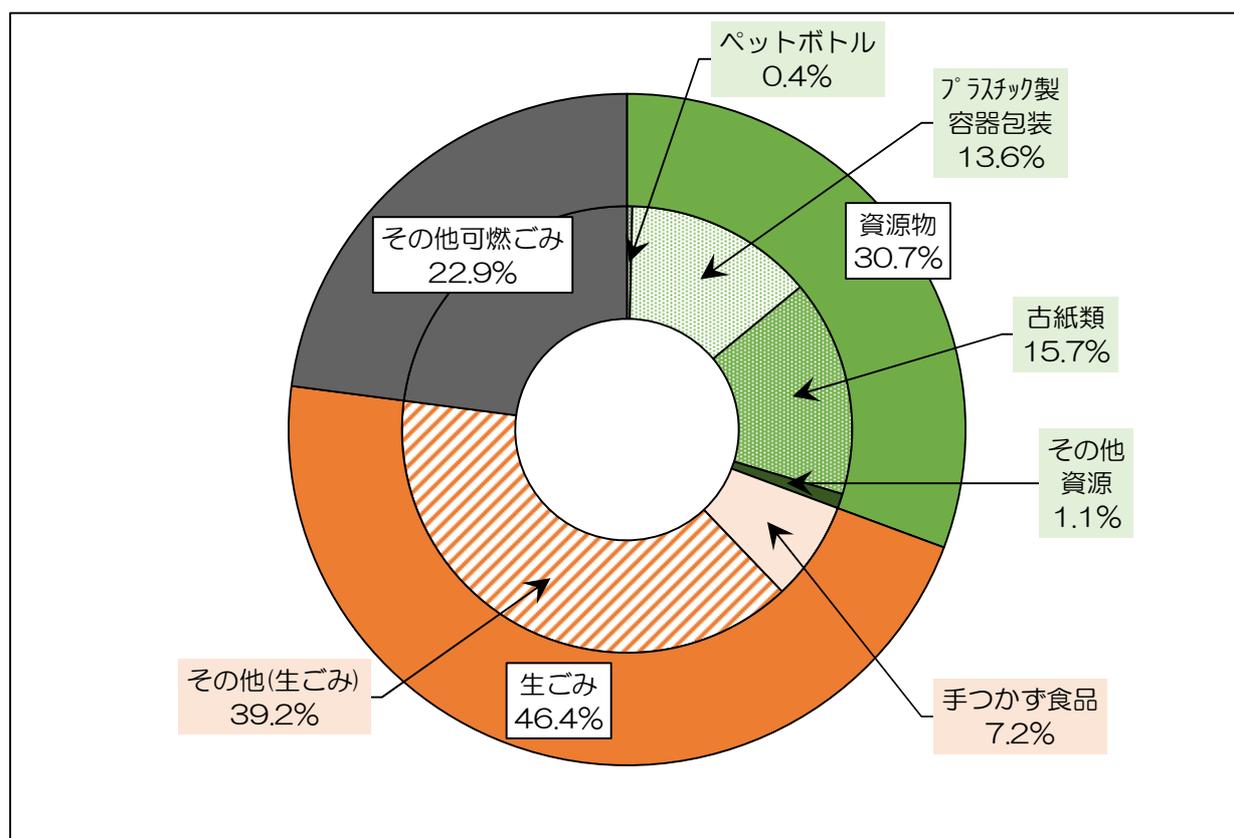
令和5年度に生活系可燃ごみを対象に、ごみ組成調査を実施しました。

全体に占める割合は、「生ごみ」が46.4%と最も大きい割合を占めており、そのまま食べられる食品として使用されずに直接廃棄された「手つかず食品」が7.2%みられました。

また、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「古紙類」など、本市が資源物として回収しているものの割合が30.7%みられ、その中の大半を「古紙類」と「プラスチック製容器包装」が占めていました。

◆図表 3-19 ごみ組成調査結果(令和5年度)

項目	合計	プラスチック類				古紙類	生ごみ		その他	
		ペットボトル	プラスチック製容器包装	製品プラスチック			手つかず食品	その他	その他資源	その他可燃ごみ
				明確なもの	一部判断を要するもの					
排出量(t/年)	3,696	14	503	54	25	580	266	1,448	39	769
組成割合(%)	100.0%	0.4%	13.6%	1.5%	0.7%	15.7%	7.2%	39.2%	1.1%	20.8%
[生ごみ](%)	46.4%	-	-	-	-	-	7.2%	39.2%	-	-
[資源物](%)	30.7%	0.4%	13.6%	-	-	15.7%	-	-	1.1%	-



※小数点第2位の四捨五入表記のため、合計が合わない、あるいは100%にならない場合がある。

資料：令和5年度ごみ組成調査結果

8. ごみ処理の課題

本市のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりです。

8-1 ごみの排出に関する事項

ごみの排出抑制が必要

- ・ 1人1日当たりの排出量は宮崎県の平均値を下回っているものの、経年増加傾向にあり、生活系ごみにおいては、全国及び宮崎県を上回った値となっているため、排出抑制を推進していく必要があります。
- ・ 事業系ごみの排出量は増加傾向となっているため、事業者のごみの排出抑制や適正処理を推進する必要があります。
- ・ ごみ組成調査結果より、可燃ごみ中に手つかず食品が7.2%潜在していると考えられるため、食品ロス削減と合わせて、ごみ減量化に向けた啓発を行っていく必要があります。

8-2 資源化に関する事項

資源化の推進が必要

- ・ ごみ組成調査結果より、可燃ごみ中に30.7%の資源物が混在がみられたため、適正分別を推進していく必要があります。

8-3 中間処理に関する事項

長期的な安定処理が必要

- ・ えびの市美化センターは、供用開始より約27年が経過していることから、計画的かつ適正な維持管理及び運転管理を実施することにより、施設の安定稼働を継続する必要があります。

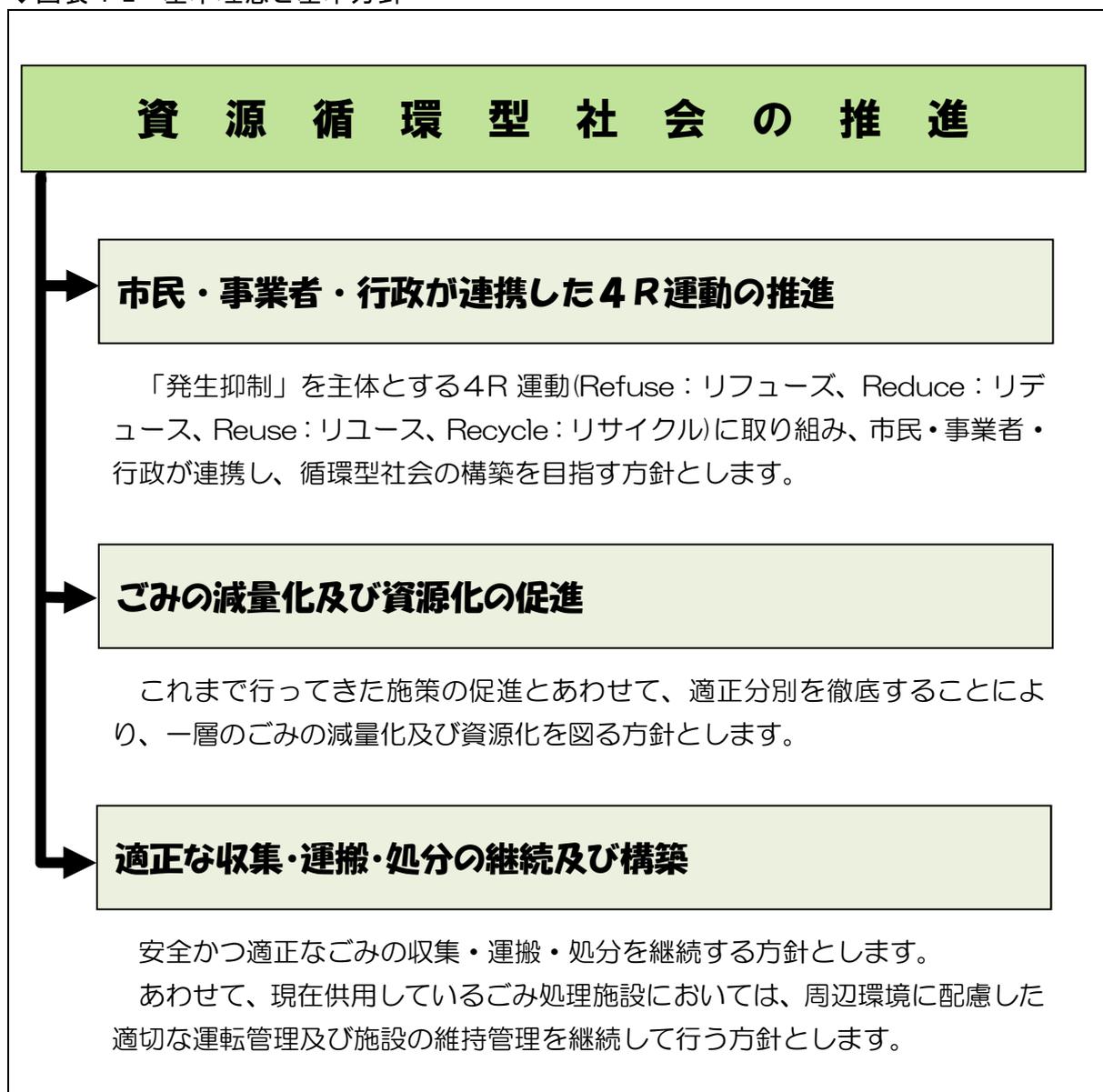
8-4 最終処分に関する事項

最終処分量の削減が必要

- ・ 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」より、最終処分に関する項目が、他自治体と比較して低い評価となっていることから、ごみの排出量を減らし、焼却残渣や不燃物残渣を減らすことで、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る必要があります。

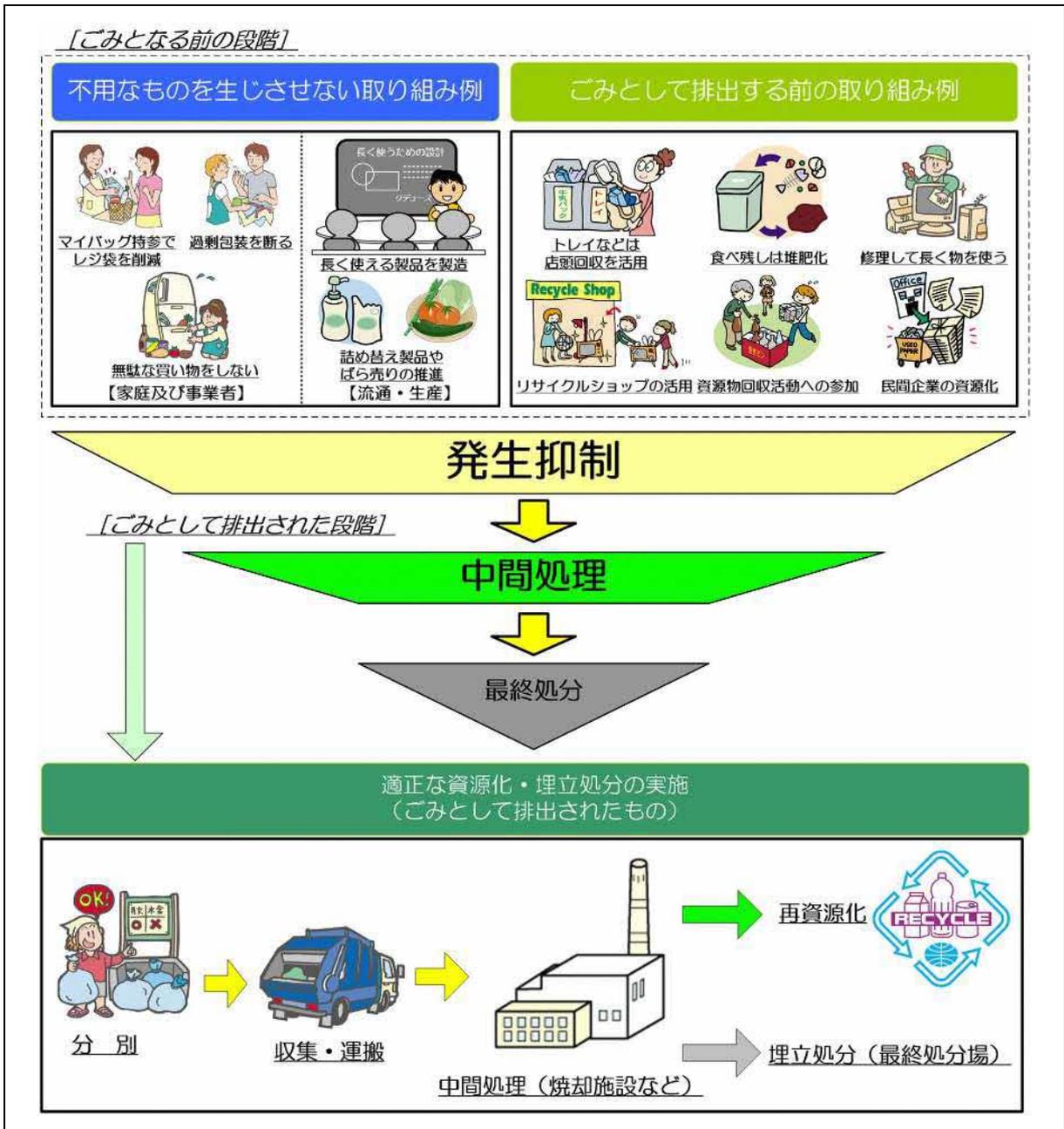
本市では、「資源循環型社会の推進」を基本理念として「市民・事業者・行政が連携した4R運動の推進」、「ごみの減量化及び資源化の促進」、「適正な収集・運搬・処分の継続及び構築」の3つの基本方針を柱として、循環型社会の構築を目指すものとします。

◆図表 4-2 基本理念と基本方針



本計画では、「発生抑制」を「ごみとなる可能性がある不要なものになるべく出さないこと」や、「不用になってしまったものについては再使用すること」として位置付けています。
 「発生抑制」のイメージは、下図に示すとおりとなります。

◆図表 4-3 発生抑制に対する一般的なイメージ



2. ごみ排出量及び処理量の推計

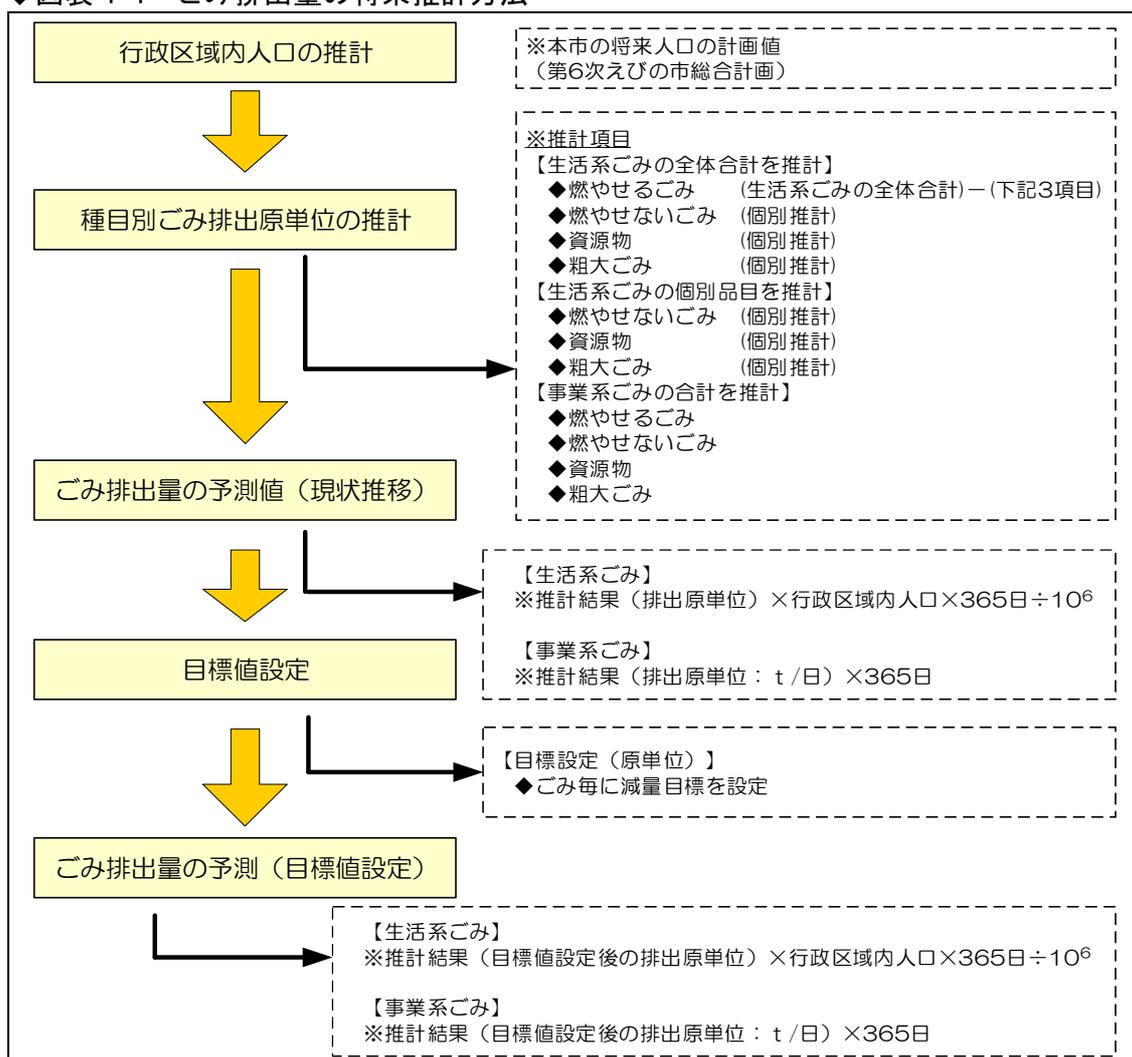
2-1 将来推計の方法

人口及びごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示された下記の予測式をもとに推計を行っています。

なお、人口は本市の「第6次えびの市総合計画」の将来人口を採用し、ごみ量は過去5年間(平成30年度～令和4年度)の実績値を基本として推計しています。

【予測式】	
◆一次傾向線	: $y = a \cdot x + b$
◆二次傾向線	: $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$
◆一次指数曲線	: $y = a \cdot b^x$
◆べき乗曲線(ハイオーダー法)	: $y = a \cdot x^b$
◆対数曲線	: $y = a \cdot \ln(x) + b$
【備考】	
x	: 変数
y	: 基本年度からx年後の推計値
a, b, c	: 最小二乗法により求められる定数

◆図表 4-4 ごみ排出量の将来推計方法



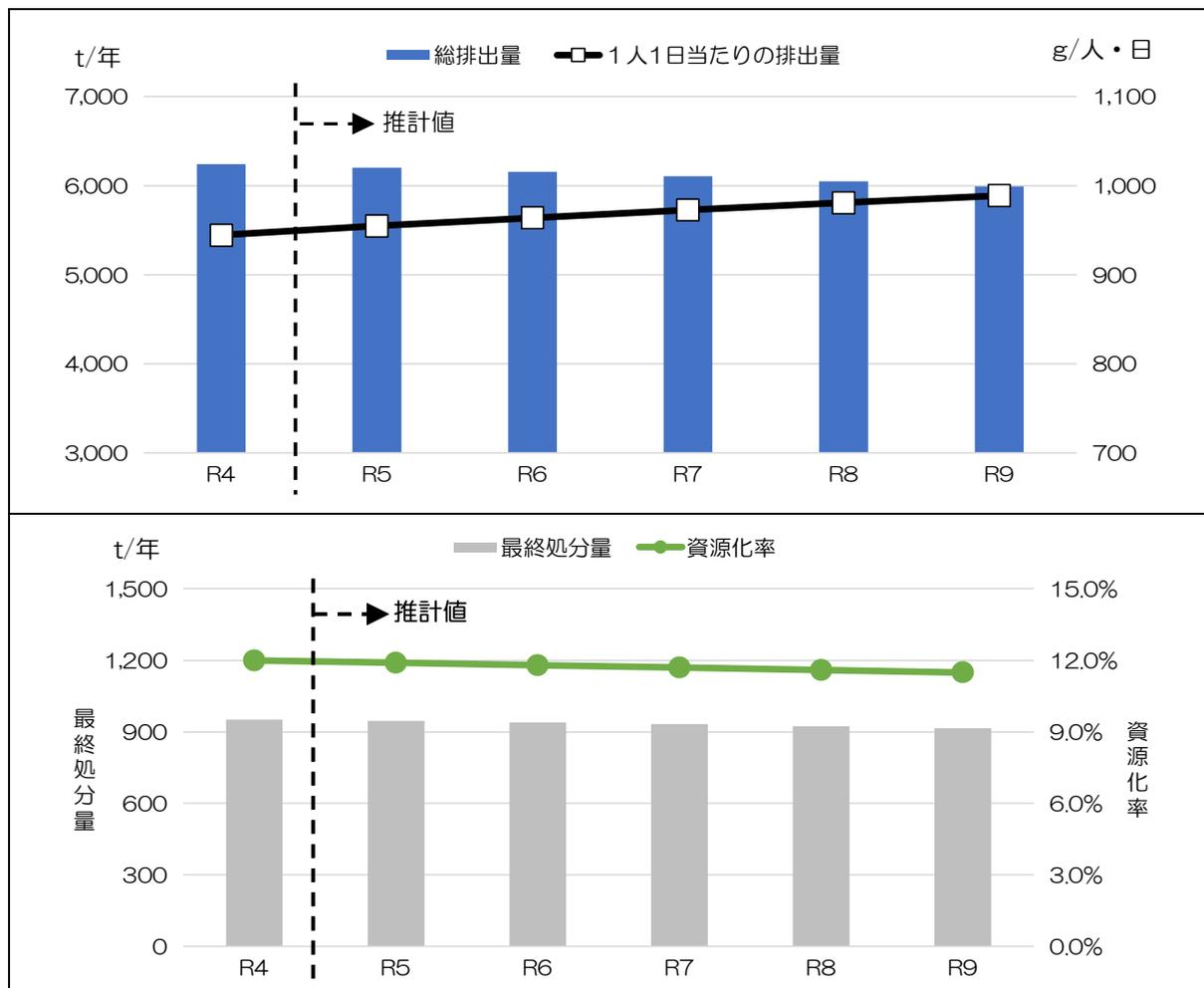
2-2 現状推移における将来推計

ごみ排出量、資源化量、最終処分量について、現状で推移した場合の将来推計を、それぞれ示します。

ごみ排出量、資源化量、最終処分量は人口減少に伴い減少傾向となっているものの、1人1日当たりの排出量は増加傾向、資源化率は減少傾向となっています。

◆図表 4-5 現状における推計結果

項目	単位	R4	R9 (対R4比)
行政区域内人口	人	18,102	16,597
総排出量	t/年	6,241	5,991 (-4.0%)
1人1日当たりの排出量	g/人・日	945	989 (+4.7%)
(生活系ごみ)	g/人・日	714	729 (+2.1%)
(事業系ごみ)	t/年	1,521	1,573 (+3.4%)
資源化量	t/年	747	690 (-7.6%)
資源化率	%	12.0%	11.5% (-0.5%)
最終処分量	t/年	951	915 (-3.8%)
最終処分率	%	15.2%	15.3% (+0.1%)



3. 目標値の設定

3-1 本計画の達成目標

本計画では、ごみ排出量の割合が多い燃やせるごみに重点を置いて減量化目標を設定しました。また、燃やせるごみの中に混在する資源物の適正分別を図ることによって、資源化率の向上を目指します。

本計画は、上位計画である「第二次えびの市環境基本計画」(令和5年3月策定)に基づき、以下に示す目標の達成を目指すものとします。

目標1：ごみ総排出量を 約 10.3% 削減 (令和4年度実績比で排出量を削減)

ごみ排出抑制に向けた各種啓発等を継続して実施するほか、燃やせるごみの中に潜在する食品ロスの削減や、資源物の適正分別に関する対策を行うことによって、令和4年度のごみ総排出量に対し、約10.3%削減し、上位計画の目標値を目指します。

目標2：資源化率 約 13.0% を達成 (排出量に対する資源化量の割合)

可燃ごみ中の混在している資源物に対して、適正分別に向けた啓発等を実施し、上位計画の目標値である資源化率13.0%を達成することを目指します。

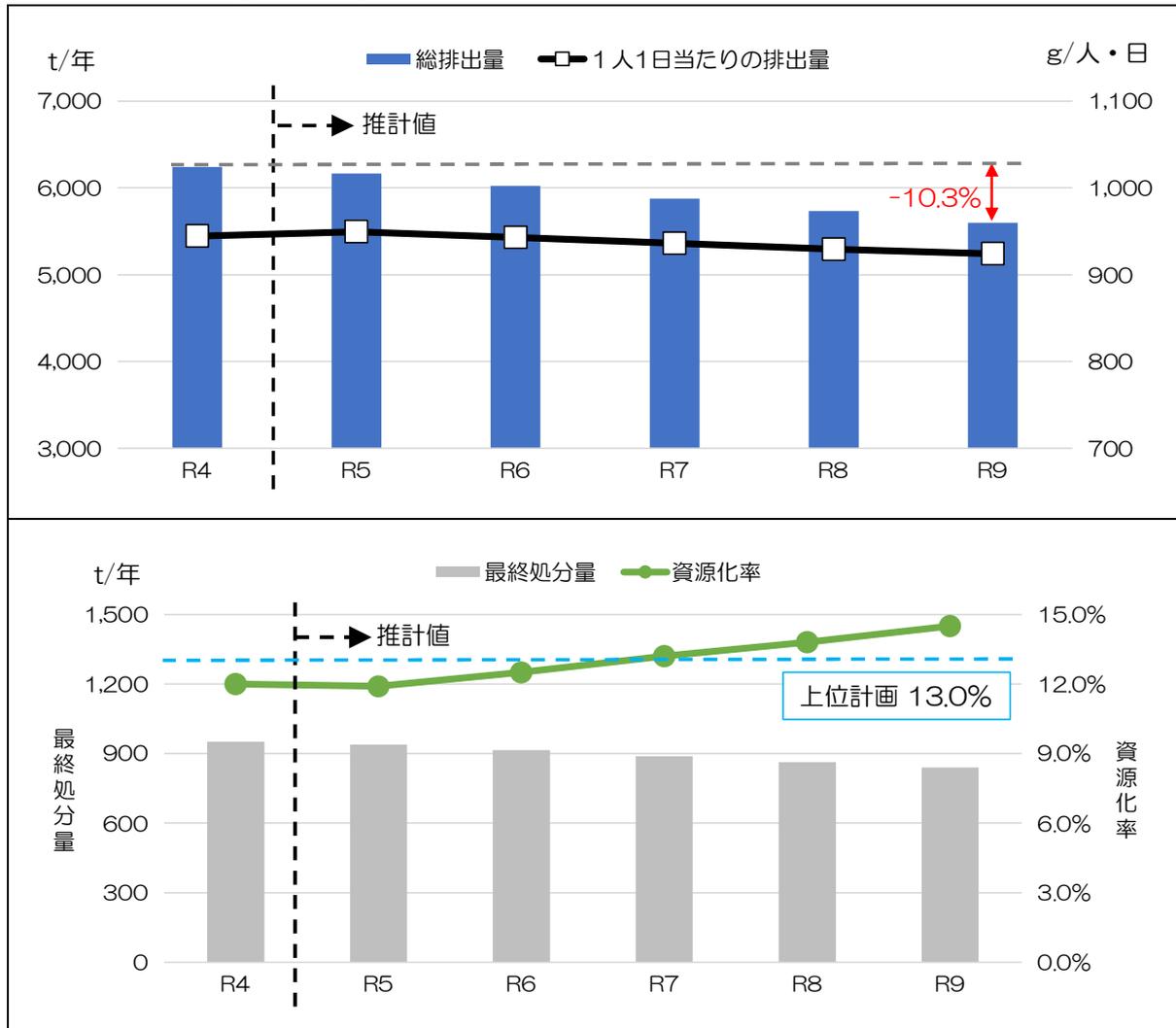
目標3：最終処分量は可能な限り低減

ごみの減量化及び資源化の施策を推進することによって、中間処理量を削減し、最終処分量を可能な限り低減することを目指します。

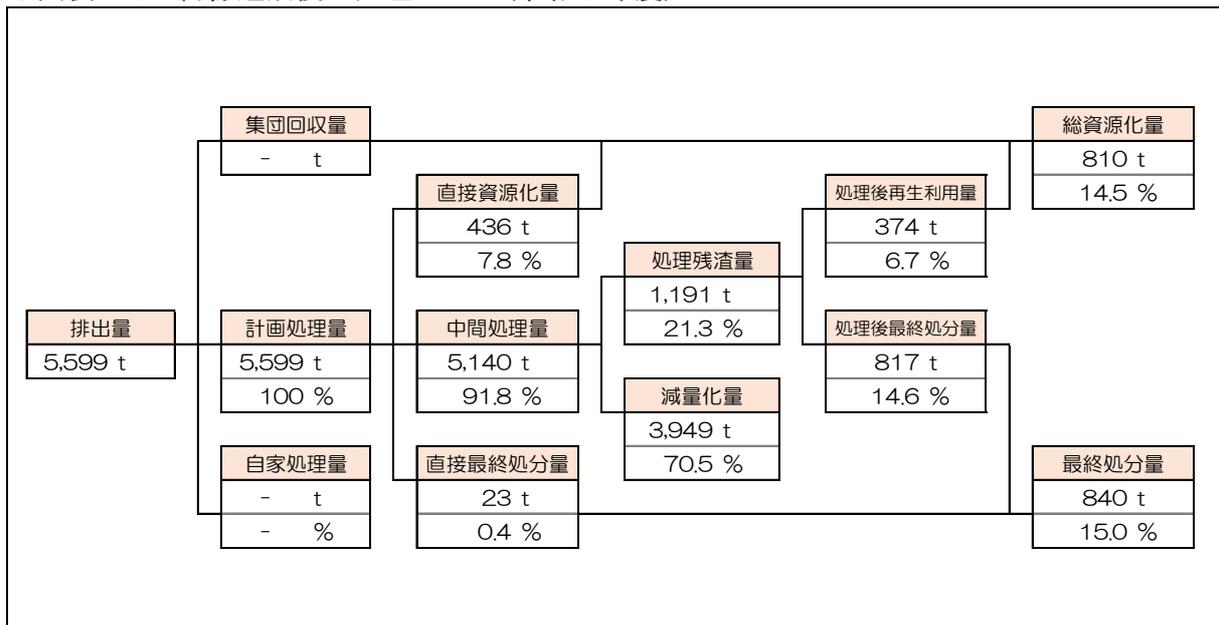
◆図表 4-6 目標達成後の推計結果(1)

項目	単位	R4	R9 (対R4比)	
行政区域内人口	人	18,102	16,597	-
総排出量	t/年	6,241	5,599	(-10.3%)
1人1日当たりの排出量	g/人・日	945	924	(-2.2%)
(生活系ごみ)	g/人・日	714	688	(-3.7%)
(事業系ごみ)	t/年	1,521	1,431	(-5.9%)
資源化量	t/年	747	810	(+8.4%)
資源化率	%	12.0%	14.5%	(+2.5%)
最終処分量	t/年	951	840	(-11.7%)
最終処分率	%	15.2%	15.0%	(-0.2%)

◆図表 4-7 目標達成後の推計結果 (2)



◆図表 4-8 目標達成後の処理フロー (令和 9 年度)

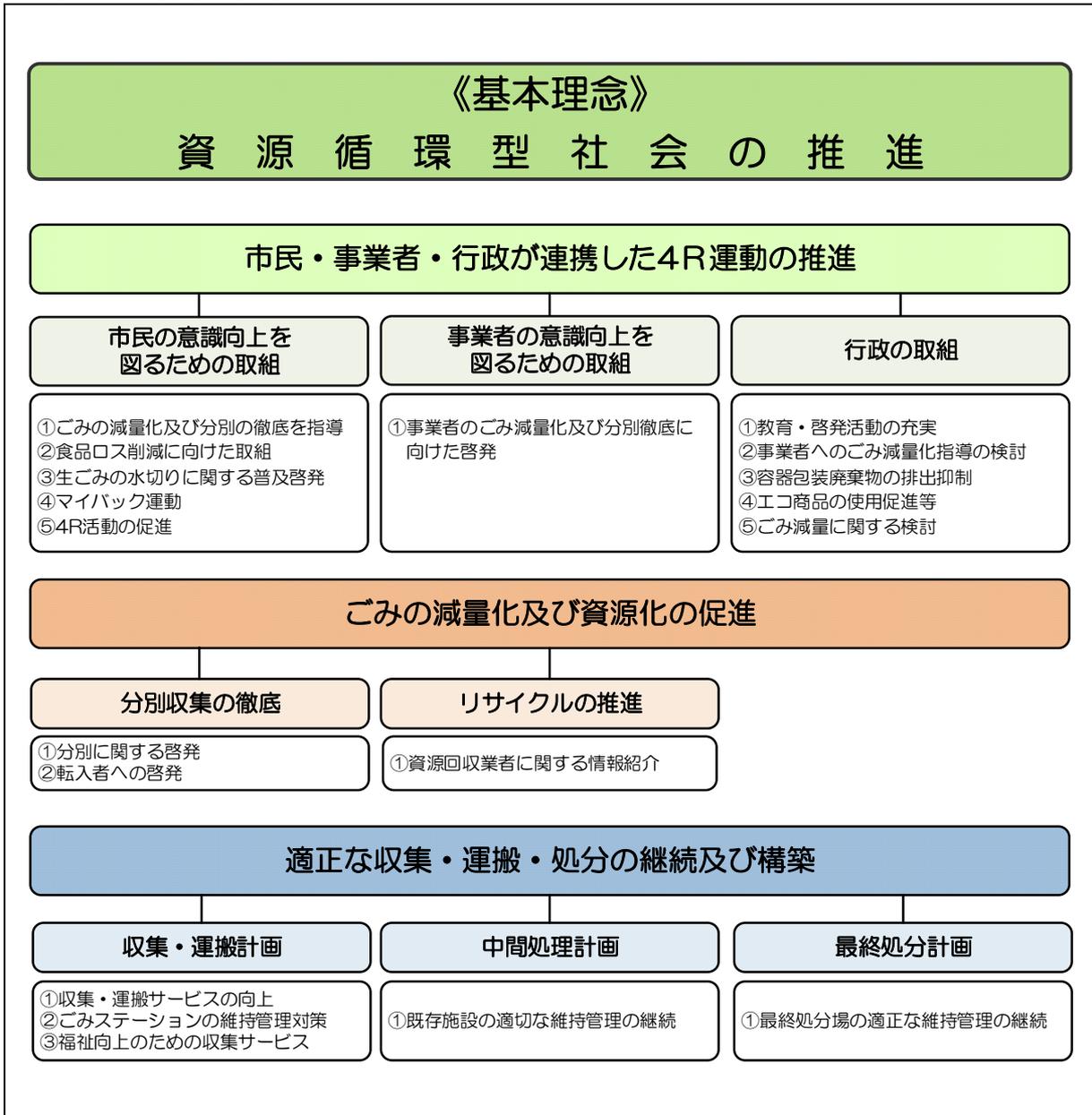


第5節 排出抑制計画

1. 施策の体系

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の体系を以下に示しました。

◆図表 5-1 施策の体系



2. 市民の意識向上を図るための取組

2-1 ごみの減量化及び分別の徹底を指導

本市では、ごみの分別の徹底を図るためにごみの出し方辞典を配布しており、市民のご協力を頂いています。今後も継続して分別の徹底を図るとともに、より適正分別への啓発を強化し、再資源化を推進します。

2-2 食品ロス削減に向けた取組

本来食べられるにも関わらず廃棄されている「食品ロス」は、「食べ残し」、直接廃棄されている「手つかず食品」、調理の際に過剰に除去された「過剰除去」に分類されます。

本市における手つかず食品が、年間 266t(1 人 1 日当たり約 40g) 可燃ごみとして廃棄されていることが考えられるため、30・10 運動の呼びかけや食品ロスに対して身の回りのできる対策などの情報を発信します。



【手つかず食品の排出例】

2-3 生ごみの水切りに関する普及啓発

生ごみの大半を水分が占めていると言われています。そのため、「手で絞る」、「生ごみを水に濡らさない」、「乾燥させてから捨てる」などの水切りに関する取組を行うだけでも、燃やせるごみの減量化に繋がります。

生ごみの水切りは約 10%の減量効果が期待され、ごみ減量化に効果的な施策であるため、生ごみの水切りの重要性について、継続して普及啓発を実施します。

2-4 マイバッグ運動

宮崎県と連携して、マイバッグ持参の促進やレジ袋の削減に向けた取組を行います。



2-5 4R活動の促進

ごみの減量、再利用を主軸に、4R 活動の促進を図る情報の提供を行います。

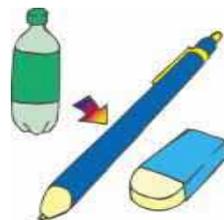
3. 事業者の意識向上を図るための取組

3-1 事業者のごみ減量化及び分別徹底に向けた啓発

事業者に対してごみの減量化や資源物の分別を徹底するように啓発します。

ごみの減量化については、飲食店などを対象に水切り及び食品ロス削減に向けた啓発を実施するほか、過剰包装、緩衝材などの廃棄物となるものの使用を控える取組を推進します。

資源ごみの分別については、事業所の責任で古紙類等の再資源化を進める啓発を実施するとともに、事業所内で事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用することや、事業活動に使用する原材料についても再生品を利用し、可能な限り物を無駄にしない取組に関する啓発を行います



4. 行政の取組

4-1 教育・啓発活動の充実

学校やPTA、婦人会、高齢者クラブ等を対象にごみ問題や地域の環境に対する問題への理解と取組に積極的に協力してもらうため、施設見学会やごみ問題に関する環境学習を実施します。



4-2 事業者へのごみ減量化指導の検討

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、事業者に対する食品ロス削減や、過剰包装を控えるなどといった減量化に向けた啓発を実施します。

4-3 容器包装廃棄物の排出抑制

国の制度により、2020年7月からレジ袋の有料化が義務付けられています。本市においても、レジ袋の削減、簡易包装の促進の為に啓発活動を続けていきます。

4-4 エコ商品の使用促進等

環境への負荷ができるだけ小さい商品などを使用することを促進します。

4-5 ごみ減量に関する検討

今後のごみ排出量の推移を見極めた上で、必要に応じてごみ減量化に向けたごみ処理の有料化等の取組を検討します。

第6節 資源化計画

1. 分別収集の徹底

1-1 分別に関する啓発

資源物の適正分別を進めるため、出前講座等を活用した啓発を推進します。

また、市民のごみの分別の手引きとなる「ごみの出し方辞典」の内容の見直しを行い、ごみの分別徹底に向けた啓発を行います。



1-2 転入者への啓発

転入者に対するごみの減量や資源物の分別徹底の周知を行うため、転入時の事務手続き時において、本市の窓口等での啓発を引き続き実施します。

2. リサイクルの推進

2-1 資源回収業者に関する情報紹介

事業者が排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていることから、事業所から排出されるごみは、事業者自らが分別徹底や資源化等の取組を行い、ごみの減量化を図ることを原則とします。

本市では、事業者が再資源化を進めるための方法や情報を提供します。

第7節 ごみ処理計画

1. 処理主体

本計画におけるごみ処理主体を、排出段階、収集・運搬段階、処分段階ごとに、明確化しました。

1-1 排出段階

排出段階における再利用やごみの減量は、排出者である市民や事業者が自ら行うものとします。

なお、ごみの減量や再生利用を実施するため周知・啓発等は本市が行うものとします。

1-2 収集・運搬段階

生活系ごみの収集・運搬は、本市が行うものとします。なお、施設へごみを持ち込む場合は、市民自らが運搬するものとします。

事業所から排出されるごみは収集・運搬の許可を有した業者、または事業者自らが施設へ持ち込むものとします。

1-3 処分段階

一般廃棄物の処分は、現状どおり本市が行うものとします。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者または排出者の責任において処理処分を行うものとします。

◆図表 7-1 ごみ処理段階と処理主体

項目	排出	収集・運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市民	本市	本市	本市
事業系ごみ	事業者	事業者 又は許可業者	本市	

※処理困難物等は排出者責任

2. 収集・運搬計画

本市における収集・運搬計画の方向性を、以下に示します。

- ◆ 収集・運搬サービスの向上
- ◆ ごみステーションの維持管理対策
- ◆ 福祉向上のための収集サービス

2-1 収集・運搬サービスの向上

ごみの収集・運搬については、引き続き効率的な収集を行い、市民サービスの向上を図ります。

2-2 ごみステーションの維持管理対策

ごみステーションの美化を図るため、ごみ出しルールを徹底し、管理する自治会等と協力して、ごみステーションの衛生管理など適正な維持に努めるものとします。

2-3 福祉向上のための収集サービス

介護が必要な市民や障がいのある市民は、通常のごみの排出が容易にできない場合もあることから、ごみ出しへの支援体制の構築が必要となります。こうした市民を対象とした支援方法、支援体制の構築について検討します。



3. 中間処理計画

本市における中間処理計画の方向性を、以下に示します。

◆ 既存施設の適切な維持管理の継続

3-1 既存施設の適切な維持管理の継続

本市から排出されるごみを中間処理している「えびの市美化センター」は、供用開始から約27年経過しており、設備の老朽化が進行しています。今後も施設を安定的に稼働させるために、計画的かつ適正な維持管理や補修等を実施します。

4. 最終処分計画

本市における最終処分計画の方向性を、以下に示します。

◆ 最終処分場の維持管理の継続

4-1 最終処分場の適正な維持管理の継続

最終処分場は、今後、ごみの減量化や資源化を実施することにより、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図るものとします。

あわせて、浸出水処理施設は、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、安定稼働に努めるものとします。

第8節 その他の計画

1. 広報啓発活動

一般廃棄物処理事業の重要性を、わかりやすく市民へ伝えることを目的とした啓発活動を推進するために、本市のホームページ上での各種情報提供の継続、自治会、婦人会、学校などとも連携を図る体制の構築についても検討します。

2. 不法投棄・野外焼却対策

市民・事業者・行政が協働で、空き缶やタバコなどのポイ捨てのなймаちづくりに向けた取組を実践すると同時に、不法投棄などの取締りの強化を行っていくものとします。

不法投棄・野外焼却対策として、本市の広報やホームページによる啓発を行い、パトロールを継続して実施します。

あわせて、不法投棄・野外焼却を発見した場合は、関係機関との連携・情報共有を行い、再発防止に努めます。



※不法投棄・野外焼却は犯罪です！

不法投棄及び野外焼却に関する罰則については、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(法人には3億円以下)又は併科と、厳罰化されています。

3. 災害廃棄物処理対策

本市では、大規模な災害時に、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理及びリサイクルの推進を図ることによって、市民の生活基盤の早期回復と、生活環境の改善を推進していくことを目的とした「えびの市災害廃棄物処理計画」(平成27年10月策定、令和4年8月加筆)を策定しています。

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められることから、当該計画を踏まえ、市内及び周辺地域との連携体制を構築していくものとします。

4. 在宅医療廃棄物への対応

一般家庭から排出されるごみの中には、患者自らが行う医療処置によって発生した注射針などの危険な在宅医療廃棄物が含まれている可能性があり、適正な処理を推進することが必要となっています。

注射針や感染性廃棄物などの危険な廃棄物は、医療機関を通じて専門業者による処理とします。

5. 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物への対応

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法において、ばいじん(事業者排出分)、PCB使用製品、感染性医療廃棄物が指定されており、特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物に関しては、製造メーカー及び専門業者等に引き渡すこととし、本市では取り扱わないものとします。

